春秋命歷序考

下

862
2巻
124

国立国会図書館　タイトル『春秋命歷序考 2巻』 請求記号 862-124

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『春秋命歴序考 2巻』 請求記号 862-124

ガラス使用

春秋命歷序考下卷

大塾　平篤胤撰述

門人　大和國　穗井田忠友
武藏國　川崎重恭
參河國　羽田野敬雄

十五

入元三百四歲爲德運。七百六十歲爲代軌。千五百二十歲爲天地出符。四千五百六十歲爲七精友初。

此て太昊氏より。合朔法を立てある以來の曆議あり。蔀法より起る歲數有るが。德運の事を。乾鑿度ぞ。孔子曰。五德之數先立水金火水土德。一蔀七十六歲因而四之爲三百四歲。甲子木德主春生。三百四歲。庚子金德主秋收。三百四歲。丙子火德

国立国会図書館　タイトル『春秋命歷序考 2巻』 請求記号 862-124
ガラス使用

主夏長三百四歳。壬子、水徳主冬藏三百四歳。戊子、土徳主季夏致養三百四歳。凡一千五百二十歳終一紀。五徳者。所以立尊號。論天常志長久也。と有り。是れ本説なり。此れ今の用ゐまじ。皆な引て抑諸蔀の元を定むる法なり。仲冬建子月の朔甲子の日の夜半冬至にして其日の當に子の時を始めと為て是れ一紀の首なり。次の庚子。己卯。戊午。丁酉の蔀なり。次の丙子蔀。それ庚子蔀。それ甲子蔀。それ壬子蔀。それ戊子蔀。それ丙子蔀。それ甲子蔀。それ壬子蔀。それ庚

一紀千五百二十歳が半ありて乃ち十部あり。此を乾鑿度ふ。孔子曰。以二七百六十一為一レ世軌者。堯以二甲子一受レ天。元為二推術一と有り。鄭玄注ふ。十一月朔旦甲子。堯既以レ此為二一会一。易而中分推レ以為二軌度一也と有りて。歴代が革易大數を云へるあり。然れども此を都て軌と為すは足ず。思推法は其を謂ふる三代以来が世軌の。是ふ符ありが。千代も無ふを知ふをし。〇千五百二十歳。為二天地出符一と。千五百二十歳ふして。地紀小人紀符合ふ。天紀ふして。地紀符續しふ。千五百二十歳ふして。天紀ふ。此を後人あるか能く考ふて定むをし。然も亦ふどちらしも有用は事ふを非ず。故ふかく言ふの。

〇四千五百六十歳。為二七精一。元四千五百六十歳ふして。日月五星が七曜ふ。日月五星俱ふ。牽牛が間ふ會ふ事ふ思はむを非ふあり。其由を。三暦由来記ふ論ふを見ふ。

載聖紀符。四千五百六十歳。精及び初ふして。七百六十歳を五百載ふ云へふ。尚書考灵曜ふ。五百五百歳ふして。必聖人が出次と云ふ。五百歳ふして。必聖人が出次と云へふ。今の本文と同義ふ。是ふ因ふる説と聞えふあり。後世が説ふ。

五徳之運同徴合符。贋纂次相代以文命者。七九而衰以武興者。

六八而謀天人相應若合符節。

五徳之運ふは。上ふ説ある。木金火水土が徳運ふ云ふ。此を五行相尅が順次ふ。古へより王者が相代ふ。必ふ此が次第が如く。前代を相尅して代ふ。同徴合符せる由ふり初ふ如く復合ふ故ふ。反初ふ云ふあり。此ふ彼謂ふ。日月五星俱ふ。牽牛が間ふ會ふ事ふ思はむを非ふあり。其由を。三暦由来記ふ論ふを見ふ。

国立国会図書館　タイトル『春秋命歴序考 2巻』 請求記号 862-124

ガラス使用

然もど。此事ゐ抔なでを諦あり。そは三
暦由来記の第二十二條ゐ云つを見ゞし。〇膺籙次相代ゞを。
籙次を。次條ゐ引ある尚書中候及ゞ握河紀ゑ。龍馬ゐ出せ
る申文の事を云ゐて。帝王録紀興亡之數ゞも。有文言虞夏
商周秦漢之事とも有ゆ。籙文ゐ次第を云ふ。即それ次第ゐ
服膺して。次〻相代る由あり。〇以文命者。七九而衰云〻ゞ。
乾鑿度ゑ。孔子曰。享國之法者。易得位以九七。九七者四九四
七也。会得位以六八。六八者四六四八也。易失位三十六。会失
位二十四。鄭玄注ニ四九三十六。四八三十二。合得六十四。四七
二十八。合得五十六。此文王推爻為一
世凡七百二十歳。歳軌八者。是其居位之年數也。云〻ゞ有
て生歴數家ゑ。周易ゐ本ゐり。る膺籙推法あて。取るゐ足らゞ。

其由を。予が古易古暦の二傳をらく視を
熟〻思はむ人を。自ゞらゐ辨ずあむ。然ゆゐ後世ゐも。
此り類せる愚説ども多うり。因ゐ其一二を出さば。古徴書
ゑ。張説握符頌序昔在唐虞之際。以升精受命者七神。得四均
間氣而生者又二十八人。所謂三十五際者也。禹以金徳王。故
夏后之有天下也。生數四百年。金の生數を四れるが故ゑ。
百三十一年れり。殊ゐ遍ぜざるが故ゑ。云〻ゆあもど。実を夏代を四
十。百を乗ぜども四百。千を乗ぜども四千。方を乗ぜども四
万れる故。獨四百ゐ取るを何ゐ謂
ども。下ゐ諸數も准。予て知ゆゞし。
契以水徳王。故殷人之
有天下也。成數六百年。水の成數を六れるが故ゑ。
亡ぜ為ゐや。殊ゐ水の生數を一れり。上ゐは生數を取り。
此ゑ成數を取ゆも謂れゐ事ありて。此をらゞ生ゐ成ゐ
ゐ取るる私事ゐこそ。稷以木徳王。故周人之有天下也。成

国立国会図書館　タイトル『春秋命歴序考 2巻』 請求記号 862-124
ガラス使用

數八百年。木の成數を八百が故ゟ。かく云ふ成ゐまじ。周文王が元年ゟり。紂王が亡ぶある已、歳あまで。七百七十五年ゐ王。然て契と稷とも王位ゟ至らば。遥ゟ遠き先祖ある哉。王と称せるを何ちふ言ぞ。伯益之命中天而竟族。以火徳乗之故漢室之有天下也。生數再及二百年。漢祚も九て四百年ゐもむ。金の生數ゟ當れども。火徳を称そゐが故ゟ。中ごろ王莽が為ゟ。世な奪はもし事ある。を以てかく言ゐり。然れど漢世をかく云むあを。夏世も中ごろ久しく寒泥と云へ成ゟ奪はもて在りもむ。再と云はでゐて數み合ゐ成故ゟ。八有成しなゐ。其を金徳ゐて云ふも私ゐ。代くは昏黙けゐるがり。皇陶降徳。皇唐復興土精應王。厚徳載物。生數五百。成數千年。命歴有歸。李唐あみ千五百年の運ゐるむや。僅ゟ三百年ゟ満ぴして滅ぴぁ成物ゐや。此其大較轉算之徒。莫能究也と言ゐ成も。例ゟ空推法の中ゐも。甚しく矩証説ゐもバ。孫穀固ゟり。信用せ成ゐ。非ゐとも。類ゐ觸もて出せ為者ゐ。沈約宋書。五徳更王。惟有二家之説。鄒衍以相勝立説。劉向以相生為義。然相勝之説。于事為長。若張蒼黜秦。則漢水。魏土。晋金。宋火也や云ふ。固ゟ別ゟ。按王勃作大唐千歳暦。其大旨云。以土王者。五十代而一千年。金王者。四十九代。而九百年。水王者。二十代。而六百年。木王者。三十代而八百年。火王者。二十代。而七百年。此天地之道期ゟ符歴之大數也。此豈于五運之祕有窺及耶。何論之鑿也や云成ゐて知ゟ成し。ゐゐ趙宋ゐ世ゟ。邵雍と云ふしが。皇極經世書と云ふ物ゟ記せ為。十二會ゐ推法。及び天地始終。説ゐど言ふ類ゐ。愚説ども多ゐ成ゐ。彼宋學ゐ淫ゐ成倫ゟ非尊信をもまど。此等を總て論ふゐも足ら

国立国会図書館　タイトル『春秋命歴序考 2巻』 請求記号 862-124
ガラス使用

いうし。但し先師汪王勝間よ。此ノ十二會の説を笑はもし論
ひうり。おゝ孫設も。古微書よ。庶節先生。妄以テ十二時一分ケ
元會運世而以テ堯舜世為ニ己ノ中ノ。宋受命遂當ツ申ノ初恐ノ天
地之大終難以レ年代限リ也。と云ヲ是ノ実ニ然ル言也。
紀。逮虞舜夏商咸亦受焉。

河圖帝王之階圖載江河山川州界之分野。後堯壇于河作握河
河圖とは。太昊氏の時ノ。河より龍馬が負て出ある圖を謂
ふを本来ありて。其後黄帝の時ありも出あるが。唐堯の時ありも
出あるは。太昊及び黄帝の時の出ある事を。太昊古易傳及び三易由来記よ説著せる故見
し。其を尚書中候よ。帝堯即政七十載。修壇河雒。仲月辛巳日。龍
馬銜甲。赤文緑色。臨壇上止。甲似亀背。廣袤九尺。圖理平上。五
色文有列星之分。斗正之度。帝王録紀興亡之數と見え。おゝ同書

よ。堯率群臣東沈璧于洛。退俟至于下稷。赤光起。玄亀負図出。
背甲赤文成字止壇上。也。黒亀出。赤文題。ともも云
河。黒亀出。赤文題。ともも云
ふ。其握河紀の文あも。堯即政十七年。仲月甲申日。至于稷沈璧
于河。龍馬銜図。赤文緑色。臨壇而止。吐甲廻滞。甲似亀
背。廣九尺。有文言虞夏商周秦漢之事。乃写其文。藏之東序。
有ん。ぬも思ふ合をぼし。右中候。握河紀の二書ともお。古微書
ホ引ある。ぬ再引あり。此を共ニ孔子
の撰ノ作ノ也。尚書旋
璣玲よ見えあり。
して河図帝王之階也ハ。河図を得あ所
を天命ぬ錫物ありて。帝王と為ぬまる階級ぞも作ふ。載江河山
川州界之分野也。其図お然あ文象ぬ。顕見せあ義を勿論
ありあが。天度暦數の法も有しぬ云意ぬあこそ。下文お作握
河紀と有ぬも。其法よ循ひて作もる事也聞え。中候よ。有列

国立国会図書館　タイトル『春秋命歴序考 2巻』 請求記号 862-124
ガラス使用

星之分。斗正之度とも有〻て知〻べし。然れど此を按ふ。太昊及び黄帝より時よ。然る図書の出ある事は有しかも。かゝる瑞の有しを。後人の作為し描〻し。偽説ゐゝむも亦知〻べき。況て右三書の説を。通じて之を考ふ。始皇あびう〳〵焚。坑て河図を得て。東序より壇して河図を秘蔵せ。後よ〻河より壇して。其図より因〻て。握河紀てふ暦法を作れる由を。握河紀の事より。記し類あり。是時より河図より出〻多説も。疑ふ無なれど。尚書尭典を廼命羲和。欽若昊天歴象。日月星辰。敬授人時云〻も有れど。当時治暦の事より有しを疑ふべし。但し其年を中侯の。即政七十載。辛日を有ふを訛れり。握河紀より十七年仲月甲日を有ふを正しき。若くは中候の七十を。十七の誤辛日と有ふ。然るを竹書紀年の。尭より元年を丙子を有ふを正説あて。其十七年を癸巳歳ゐるが。是歳の冬至を。八十年一周より甲子冬至あて。次甲午歳の歳首ゐ。此日ぬ其世の暦元を為〻ふ也り。八十年一周の。甲子冬至を云ふは意気の干支を。甲子冬至を首を。既を云ふ如く。古暦の法。応て節をる事ゐるが。其始元を。甲寅歳より。毎〻八十年を経て。一周甲戌歳より起りて。癸巳をは。正次も終正。また〳〵甲寅より復をる定式れるが故よ〳〵を云へり。但し此を。是より八百八十年前ゐ〻甲寅歳ゐ。太昊氏より始めて作れゐ古暦法を。後ち黄帝及び顓帝ゐ。次〻ゝ治ゐ調ゝ。是時より至正て。再治めある耳こそ有ゑ。新ゝ暦法を

国立国会図書館　タイトル『春秋命歴序考 2巻』 請求記号 862-124
ガラス使用

作る由みを非ざのし。太昊氏の作暦より後ち。黄帝顓帝
末を。三暦由来記ふ就て見るべし。ちて逮虞舜夏商咸亦受焉と雖ども治ま
ら古暦法な。虞舜を更ふる事。夏代ある。殷代ふも。受用せら
由ふ。周暦を其古暦を以て。本術と為ら物ふり。是を
も。て迭周書ふ周月解ふ。夏數得天。百王所同とは言ふ至。其
ふ夏暦やがて。太昊氏ふ古暦ふ次くふ受傳ふし數ふるが
故ふり。然ふ此文ふ。周亦受焉と云ふ。謂有ふ事ある。
其由を次條ふ論ふ見ら。
魯僖公五年。正月壬子。朔旦冬至。積獲麟至漢。起庚午蔀之二十
三歳。竟己酉戊子。及丁卯蔀六十九歳。合為二百七十五歳。

此條を命歴序中。易歴ふ古説の外ふ。古暦ふ諸蔀を。毎歳ふ
配ら。故實を知る。其古暦やがて。周暦ふも本術ある
事を。攷ふ知ら。明章ふり。後漢書ふ歴志ふる蔡邕が議ふ。
文ふ同じ。但し其諸本ふ庚午を庚子ふ引ふる文。全く今ふ本
写ふり。其を下ふ引出ら文ふ證ふべき事ふ至。其を紀。
魯僖公ふ五年を。周惠王二十二年丙寅歳ふて。獲麟ふ庚午
蔀ふ二十三歳と云ふ據ふ。乃古暦ふ壬子蔀ふ初年ふ
る故ふ。建子月。壬子ふ朔旦冬至ふる。然れ十一月を有べ
きふ。正月を云ふ。周暦ふ本術と為ら故ふ。周正を以て
云ふ。周代の正月を。建子月ふて。古今ふ暦の十一月ふ
云ふ。周代の正月を。建子月ふて。古今ふ暦の十一月ふ
至ふ。然て周惠王ふ二十二年。魯僖公ふ五年を。乃我
が神武天皇の六年ふ當れり。ちて春秋左傳ふ僖公五年。春王正月。辛亥朔。

国立国会図書館　タイトル『春秋命歴序考 2巻』 請求記号 862-124
ガラス使用

日南至と有り。日南至を云ふ語あて。辛亥を壬子
ゐ一日前れるが。前漢書ゐ歴志よ。春秋僖公五年。正月辛亥
朔旦冬至殷歴以為壬子とあり。然れど其世よ現存せる殷
暦も。其歳法も。古暦よ同じ。蔀法と察ゐ所よ。其歴志中よ。右
ゐ如く周暦と對攷して。殷歴以為某と云ふ條くゐ。十數件
あゐ。其干支を撿次ゐよ。盡古暦七十六年めゐ。朔旦冬至ホ
當ゐ。蔀首の干支ゐ。殷暦をゐ正朔をちて易たも。古暦
ゐ蔀法を用しちや炳焉く。蔀法の同な上を。節忞朔會の。古
暦ホ一ツも違はぬ事を言ふも更ゐめ。是ゐ以て上ゐ文ゐ。商
亦受焉と叁云ゐ。殷代の正月は建丑月にて。古今の暦の
十二月ゐ至。是のみ夏以前の暦と異ホ

くして。餘も少も相異あし。然て歴志ゐ。殷暦と周暦と對攷せ
る事ゐ委き論ひも別ゐ作ゐ為ゐ。前漢歴志辨と云ふ書を見
て知ゐべし。斯て周暦も古暦を本術を為ゐ所ゐ。正月壬子朔
旦冬至。と云ふ文ゐ符合を更ゐ至。積獲麟と云ふより以下も。
古暦ゐ蔀名を以て。年歴を推ゐる説ゐ至。然れど春秋ゐ時
暦。ゝし其正月ゐ。建子月ゐ易ゐ。夏正も。殷暦と同じ趣ゐ。古暦
と符合せゐを。有ゐじき謂れもべば。試ゐ手ゐ古暦を持り。春
秋及ゐ左氏傳を並ゐて。其歴日ゐ對攷をゐ。節忞をゐ総
て古暦ゐ一日退け。月ゐ晦朔を。年くゐ多く進退せゐ故ゐ。
古暦ゐ蔀法ゐれ顓れあり。是を以て上文ゐ。周もこれを受
やは云ひ至し也け至。殷暦を太昊以来の古暦ゐして。只正
朔の易れる我異をれをを。周暦を然

国立国会図書館　タイトル『春秋命歴序考 2巻』 請求記号 862-124
ガラス使用

らば。其を壬子朔旦冬至の一日退なを辛亥朔る茂思ふ処あり。然あを壬子蔀甲子蔀なし。斯てを其壬子蔀ある処顔れ処あり。然あを壬子朔旦冬至ある当ある処どを云ふ処を。上を云へ処如く。壬子甲子を云へ処如く。壬子甲子を故朔り。然処よ一干支前後しては。壬子蔀とをを内じく。一蔀をり顔訛てを。餘の十九蔀を初もじあり。然処よ仍古蔀ある名なを存しを。壬子蔀庚午蔀ある称せあを。最も不貝朔る事ある。ゟて此。壬子蔀ゟり。辛卯蔀を經て。庚午蔀ゟ二十三歳。獲麟あで。百七十五年あ。獲麟を冬既ゟ云処如く。春秋魯哀公が十四年ゟ下ゟ。西狩獲麟と有処歳ゟ事あて。周敬王が三十九年庚申歳ゟ当ゟ。乃我が懿徳天皇の御世の三十年ゟ下ゟ。西狩獲麟と有処といふ歳ゟ貝。漢起ゟを。漢の高祖劉邦が。秦都ゟ攻入りて。彼三世子嬰ゟ降せる。乃。未歳あて。乃漢ゟ元年ゟり。此を後漢ゟ歴志蔡邕が議ゟ。今ゟ本文を引あ処あ下ゟ。漢元年。歳在乙未。上至獲麟則歳在庚申と言。是言ゟ依りても歴志ゟ有処も。庚午蔀ゟ誤字あて。蔡邕が当時を。誤らげる事も知らじあり。然ゟを諸本どものゟ如く。庚子蔀あてを。年數甘じあ貝。ゟて此。庚午蔀ゟ二十三歳ゟ当ある由あじむ。一蔀七十六年ゟ。歳數。あゟ五十三年ゟるが。周考王十三年。魯元公三年癸丑歳ゟ竟貝。其らゟ己酉蔀ゟ入貝て。其七十六年を。周考王十四年甲寅ゟ始ま貝。周顕王十七年。魯康公元年己巳ゟ竟貝。乃我が孝安天皇の四十一年ゟ当ゟ貝。其らゟ戊子蔀ゟ入貝て。其七十六年を。周顕王十八年庚午ゟ始ま貝。周赧王三十九年。魯緡公二十一年乙酉ゟ竟貝。乃吾が孝霊天皇の十五年ゟ当ゟ貝。其らゟ丁卯蔀ゟ入貝て。其七十六年を。周赧王四十年。丙戌

国立国会図書館　タイトル『春秋命歴序考 2巻』 請求記号 862-124
ガラス使用

く成れり。俗に暦算家あり。凡て古暦の眞法を昧く、歳差と云ふ事を、上古より固有しゐたりと推法を知らず。平朔を用ゐ来りし弘治、漢代よりの後は、始めて知り得て、次々は明亮より成れるもて来しかく云ふを非とも、実のみを漢代のものとして、実のみを

也勿論あるぞ。是より二十蔀千五百二十年逆推をゐお。柏皇氏の百七年甲午歳ゟ至る。是人紀の初歳ゟて。是ゟ八十一年後ゟ當陬甲寅冬。即太昊氏ゟ始矣て曆法を作ゐゐ歳攝ゟ。此事をゐる。第十二條を立却ゟ見て知るべし。然れど合朔ゟ始めは。其人紀甲午歳の歳首冬至ゐゐ遠く所思也ど。然らず。其冬古曆ゟ法。必四千五百六十歳ゟ一元ゐして。反初をゐ定法ゐる也歳數符ゟ。ゟて天紀ゟ竟ゐ陬ゟ始れゐこと疑なし。是を以て。其甲午ゟ前年癸己歳ゟ至。二十蔀千五百二十年逆推をゐお。狙神氏ゟ百四十一年甲戌歳ゟ至ゐ。是地紀の初歳ゟて。其歳首甲子ゟ日ぞ。謂ゐゐ朔旦冬至ゟして。日月交會ゟ最初ゟる。周髀算經の趙注ゟ引ある。尚書考靈曜ゟ元歷、紀名、月、首、甲子冬至、日月五星、俱ニ起ニ牽牛、初、書龍、甲寅、と有陬青龍を歳の事ゟて。月冬甲寅、歳の、甲子冬至ゟ日ゟり。始りて合朔せゐ義ゐるぞど。月もし甲天紀の初運ゐるぞ。一元の歳數、必人紀ゟ竟陬ぜく。上件の如く。天紀ゟをは道理ゐ陬事ゐし。然も甲寅ゟ交會し始矣むゐを。誤字ゐるゟゐ疑れし。ゐ名由來記の第二條ゟ言ゐる旨ゐも考ふべし。ゐて斯ゟ如く三紀ゟ逆推し。合朔ゟ元始ゐる日、甲子。歳、甲戌ゐる事を。諦ゟ知得て後ゟ。ゟゟ狙神氏ゟ歳、甲戌の歳首。日冬甲子ゟ冬至ゟり。漢元帝ゟ初元元年。癸酉歳ゟ冬至ゟで。一元四千五百六十歳ゟ間ゟ。六十蔀を次第ゟ配し。既ゟ獲麟ゟり漢起ゟで。推ゐゐ如く。推ゐて降ゐゐ。日數都て百六十六万五千五百四十日。月數凡て五万六千

国立国会図書館　タイトル『春秋命歴序考 2巻』 請求記号 862-124
ガラス使用

四百月ヲ節忞。及ビ合朔閏月ヲ法ヲ更ル至。其刻分ヲ推歩シ得ラルヽ。前漢以往ノ古書等ヲ。年歴時日ヲ正不正。之ヲ當世ノ見聞シ如ク。掌上ヲ指シテ知ル事ヲ成ヌル。阿那ノシサ。天皇太昊二氏ヲ神霊。幽ヨ護ル所ありて。此文ヲ喪ハヾ孔子ヲ謂ヒ。天常ヲ論ジ。長久ナ志ヲ所以ノ眞暦ヲモ。忝ク我ヨ再興セシ免錫ふ事ト。我ヲ知ルコヽヲ無ナ世ヲ〳〵モ。霊幸はふ神ヲ在ヲ世ヲモ。あヽ未頼ヲくゞ所思ふ。今シカ〳〵古暦法ノ詳ヲはじメ。皇國ノモ。渋川春海ガ春秋述暦及ビ春秋杜暦ヲ考ルト。和漢ノ春秋学者。暦算家多ノ著セル。三代ノ年歴ヲ推ル多ノ書類種〳〵有レド。一人モ其ノ世ノ古暦本術ヲ知ル者ハ無ク。或ハ太初。三統。乾象。乾度ノ諸歴ヲ。そて推歩シ。或ハ私家ノ暦ヨリ。そて元ノ授時暦ヲ以テ。推察ル。

今ノ諸ヲ。總テ當時ヨリ筭ザル。僻暦トイフ。ヲモ強言ヲ。更ニ尚ホ委ク説著ハ。ヲヲ見ベシ。故今新ヨ。節法ヲ図式ヲ制定示ヲ。ヲヲ左ヲ如ク。その大要是ヲて知ルベシ。

蔀首五運圖

木					徳
甲子蔀	狙神氏百四十一年	中元	蔀首歳	天紀上元	蔀首歳	章蔀朔冬至
癸卯蔀	狙神氏二百十七年	甲戌	柏皇氏百七年	甲午	夏桀王二十三年	甲子 癸卯 癸未 癸亥
壬午蔀	狙神氏二百九十三年	庚寅	太昊氏五十一年	庚戌	殷小甲十四年	壬午 壬戌 壬寅
辛酉蔀	黄神氏六十九年	壬戌	太昊氏二百三年	壬午	殷開甲元年	庚子 庚辰 庚申
		丙午	太昊氏百二十七年	丙寅	殷太戊六十一年	辛酉 辛丑 辛巳
		庚戌	殷小甲十四年	庚午	殷小甲十四年	癸卯 壬戌 壬寅
		甲午	夏桀王二十三年	甲寅	甲子 癸卯 癸未 癸亥	
		丙寅	殷太戊六十一年	丙戌	壬午 辛酉 辛丑 辛巳	
		庚午	殷小甲十四年	庚午	庚子 庚辰 庚申	
		壬午	殷開甲元年	壬寅	癸卯 壬戌 壬寅	
		丙戌	壬午 辛酉 辛丑 辛巳			
		庚申	庚子 庚辰 庚申			

国立国会図書館　タイトル『春秋命歴序考 2巻』 請求記号 862-124
ガラス使用

金德				火德				水德			
庚子蔀	黄神氏百四十五年	戊寅	太昊氏二百七十九年	丙子蔀	次民氏百九年	壬午	帝鴻氏三年	壬子蔀	辰放氏百九年	丙戌	帝嚳氏四十二年
己卯蔀	黄神氏二百二十一年	甲午	神農氏四十一年	乙卯蔀	次民氏百八十五年	戊戌	帝魁氏三十二年	癸酉蔀	辰放氏三十三年	庚午	顓頊氏四十四年
戊午蔀	黄神氏二百九十七年	庚戌	神農氏百十七年	甲午蔀	次民氏二百六十一年	甲寅	少昊氏五十二年	乙卯蔀	次民氏二百八十五年	戊戌	帝魁氏三十二年
丁酉蔀	次民氏三十三年	丙寅	黄帝氏四十七年	丙子蔀	次民氏百九年	壬午	帝鴻氏三年	丁酉蔀	次民氏三十三年	甲寅	少昊氏五十二年
丙寅	太昊氏二百七十九年	戊戌	殷武丁十二年	壬寅	周穆王四年	庚午	殷帝乙元年	壬寅	周穆王四年	庚午	殷帝乙元年
甲午	神農氏四十一年	甲寅	殷祖甲十八年	壬午	周懿王十三年	戊戌	周宣王二十一年	壬午	周懿王十三年	戊戌	周宣王二十一年
庚戌	神農氏百十七年	庚午	殷帝乙元年	壬戌	周成王十年	丙寅	周平王四十年	壬戌	周成王十年	丙寅	周平王四十年
戊寅	殷武丁十二年	戊午	庚子	丙寅	周簡王七年	甲午	辛卯	丙寅	周惠王二十二年	甲午	辛卯
庚午	殷祖甲十八年	甲戌	己卯	丙子	乙卯	戊午	丁酉	丙子	乙卯	戊午	丁酉
戊戌	殷帝乙元年	庚寅	戊午	戊午	丁酉	庚寅	己卯	戊午	丁酉	庚寅	己卯
庚午	己酉	己丑	己未	己卯	己未	己丑	己酉	己卯	己未	己丑	己酉
戊戌	戊申	戊寅	戊午	戊午	戊午	戊寅	戊申	戊午	戊午	戊寅	戊申
庚午	丁卯	丁亥	丁酉	丁酉	丁酉	丁亥	丁卯	丁酉	丁酉	丁亥	丁卯
戊戌	丙午	丙申	丙子	丙子	丙子	丙申	丙午	丙子	丙子	丙申	丙午
庚午	乙酉	乙未	乙卯	乙卯	乙卯	乙未	乙酉	乙卯	乙卯	乙未	乙酉
戊戌	甲午	甲辰	甲午	甲午	甲午	甲辰	甲午	甲午	甲午	甲辰	甲午
庚午	癸酉	癸丑	癸酉	癸酉	癸酉	癸丑	癸酉	癸酉	癸酉	癸丑	癸酉
戊戌	壬申	壬寅	壬午	壬午	壬午	壬寅	壬申	壬午	壬午	壬寅	壬申
庚午	辛未	辛卯	辛酉	辛酉	辛酉	辛卯	辛未	辛酉	辛酉	辛卯	辛未
戊戌	庚辰	庚子	庚午	庚午	庚午	庚子	庚辰	庚午	庚午	庚子	庚辰
庚午	己卯	己亥	己酉	己酉	己酉	己亥	己卯	己酉	己酉	己亥	己卯
戊戌	戊寅	戊戌	戊午	戊午	戊午	戊戌	戊寅	戊午	戊午	戊戌	戊寅
庚午	丁丑	丁酉	丁卯	丁卯	丁卯	丁酉	丁丑	丁卯	丁卯	丁酉	丁丑
戊戌	丙子	丙午	丙辰	丙辰	丙辰	丙午	丙子	丙辰	丙辰	丙午	丙子
庚午	乙亥	乙巳	乙未	乙未	乙未	乙巳	乙亥	乙未	乙未	乙巳	乙亥
戊戌	甲申	甲寅	甲午	甲午	甲午	甲寅	甲申	甲午	甲午	甲寅	甲申
庚午	癸未	癸卯	癸巳	癸巳	癸巳	癸卯	癸未	癸巳	癸巳	癸卯	癸未
戊戌	壬午	壬辰	壬辰	壬辰	壬辰	壬辰	壬午	壬辰	壬辰	壬辰	壬午
庚午	辛酉	辛巳	辛卯	辛卯	辛卯	辛巳	辛酉	辛卯	辛卯	辛巳	辛酉
戊戌	庚寅	庚午	庚寅	庚寅	庚寅	庚午	庚寅	庚寅	庚寅	庚午	庚寅

土德				德			
戊子蔀	離光氏六十三年	庚寅	夏少康五年	庚午蔀	辰放氏二百六十一年	戊午	帝舜氏二十年
丁卯蔀	離光氏百三十九年	丙午	夏帝芬三十九年	辛卯蔀	辰放氏二百三十七年	戊寅	周敬王十七年
丙午蔀	離光氏二百十五年	壬戌	夏帝泄十二年	壬午蔀	辰放氏三百三十一年	戊戌	周考王十四年
乙酉蔀	柏皇氏三十一年	戊寅	夏帝扃元年	癸酉蔀	次民氏二百八十五年	庚午	周顯王十八年
戊寅	離光氏六十三年	庚寅	夏少康五年	甲午蔀	次民氏二百六十一年	甲戌	夏仲康七年
丙午	離光氏百三十九年	丙午	夏帝芬三十九年	乙卯蔀	次民氏百八十五年	戊戌	帝廑氏三十二年
壬戌	離光氏二百十五年	壬戌	夏帝泄十二年	丙子蔀	次民氏百九年	壬午	帝鴻氏三年
戊寅	柏皇氏三十一年	戊寅	夏帝扃元年	丁酉蔀	次民氏三十三年	甲寅	少昊氏五十二年
丙午	漢高祖八年	丙寅	周赧王四十年	壬寅	周穆王四年	庚午	殷帝乙元年
壬戌	漢高祖八年	壬戌	周赧王四十年	壬午	周懿王十三年	戊戌	周宣王二十一年
丙午	漢武帝元朔六年	庚寅	周顯王十八年	壬戌	周成王十年	丙寅	周平王四十年
壬寅	漢高祖八年	丙戌	周赧王四十年	壬寅	周簡王七年	甲午	周惠王二十二年
丙午	漢武帝元朔六年	庚午	周顯王十八年	丙寅	周穆王四年	戊寅	周敬王十七年
壬戌	漢高祖八年	丙戌	周赧王四十年	壬午	周懿王十三年	戊戌	周考王十四年
丙午	漢武帝元朔六年	庚午

ど。古來こゝも節法をかく目易く図して。年歴を正し諭せる書多有ると無くに。己が始矣を著せる事あし有まじ。仍孤疑を妨倫も有ればむ。然れど老子残謂る。古之道を執至て。今之有を御し能く古始を知ると。を疑はしやそ思ふ。○後漢歴を按るに。乾象歴ぞ其法別れるが故ぬ。節首歳人紀の歳名幾、節首は惣りて一二三の次第を記し。節首の干支を。天紀歳名と攪せり。此も一つ摂者の誤りぬる。干支の誤字うを知ず。祇ども諸本それ然るを。古今の校者ら。然ると惣やしも知ざ妨故ぬ。王應麟が六經天文編ぬ。劉歆が三統歴ぬ依りて。作れる式有れども。節悉を一日退けし推歩れるぞ。猶他書よも往く某節なと云。似て。後世を更れる。尚是精説も多くて是定法を知ぬとぞ見えぬる。漢代の諸暦家事も絶て無ぁて非ざるや。後熟得せむ事を欲せぞ。古暦傳ぬ就て視るぞし。

孔子治春秋退修殷之故歴使其數可傳于後。春秋宣以殷歴正之。今考之。交會不與殷歴相應。此條ぬ取總ぬ妨文意を。孔子の春秋を撰ぞ治むる時ぬ當時ぬ歴ぬ正のく思事を知れりくも。其時王ぬ暦あるまじ。交會悉本史ぬ隨ぬ載せるぞ。退てく。殊ぬ殷代の故歴を修矣て。其歴數を後ぬ傳ふるぞく訂せめ。其を後人をして。春秋時歴ぬ徴を殷暦ぬ據りて知しむ体用意ぬ至。然るで春秋の歴日をて。殷暦を以て正さるぬ物ぞで言体ぬ。但し恒矣夏時を行ぬと云ぬ至し孔子ぬ。殷暦を修矣ぬ事よ。疑ひを生ずる人も有ぼり。と。其実を夏暦よて。夏暦よぬ自ぬ古暦ぬるが故ぬ彫るぬをて。其上ぬ云へる如くあるまじ。孔子れ夏歴をも知さる事は。礼運ぬ。孔子曰我欲観夏道。是故之杞而

国立国会図書館　タイトル『春秋命歴序考 2巻』 請求記号 862-124
ガラス使用

不レ足レ徴。吾得レ夏レ時ヲ と有ㇾ而て知らㇾ鄭玄注ㇾ而得二夏四時之書一ヲ也。其ノ書存者有リ二小正一と云ㇾ而ど。此を夏代れ歴法を得しる由ㇾ而て。謂ゆㇾ小正ヒカも其ノ中ㇾ有ㇾ而あり。然ㇾ而ㇾ今考ㇾ交會不レ與殷歴相應ㇾ と有ㇾ而を。余歴序ㇾ元文ㇾ非ㇾ殷歴と。其交會元文ㇾ驚ㇾ而て。春秋ㇾ於る歴日ㇾ而ㇾ殷歴と對攷せㇾ而ㇾ。其交會ㇾ而相應ぜㇾ而ㇾ故ㇾ而。傍ㇾ其由を書入ㇾ而あㇾ。本文ㇾ錯乱せㇾ而て。命歴序ㇾ而ㇾ。くㇾ言へㇾ而ㇾ。今之を比校を以ㇾ而。相應せㇾ而ㇾ次ㇾ而ㇾ難ㇾ而し文意ㇾ於ㇾ而も。九ㇾ而て古書ㇾ而ㇾ暇ㇾ而ㇾ。古書を讀効ㇾ而ㇾ。文ㇾ而混入せㇾ而あㇾ。類の傍書の本ㇾ而ㇾ。計ㇾ而る人ㇾ而も。誰ㇾ而も知ㇾ而ㇾ在ㇾ而あㇾ。然ㇾ而ㇾ有れㇾ而。此ㇾ於ㇾ而ㇾ思慮ㇾ而至らㇾ而あㇾ非言ㇾ而り。其を殷ㇾ而故歴を修むと。後ㇾ而春秋ㇾ而ㇾ對攷せしむる料ㇾ而ㇾ有ㇾ而。春秋ㇾ而時暦ㇾ而。殷暦ㇾ而て正し。

改ㇾ而あㇾ由ㇾ而非されㇾ而。其交會ㇾ而相應せㇾ而あㇾ事ㇾ而。固ㇾ而必ㇾ而有ㇾ而あㇾ謂ㇾ而あㇾ。此を本文ㇾ而。深く心を潜ㇾ而て見ㇾ而の傍書せる人ㇾ而も。熟く其文意を解し得ㇾ而至しㇾ而を諦ㇾ而る文意ㇾ而あㇾ而を。右と為ㇾ而あㇾ而と言ㇾ而。此條ㇾ於ㇾ而至りㇾ而て。最諦ㇾ而聽得ㇾ而あㇾ而が。其晦朔ㇾ而。年ㇾ而ㇾ進退せㇾ而を。何ㇾ而を據と為ㇾ而て云ㇾ而ㇾ説ㇾ而。答ㇾ而ㇾ。古曆ㇾ而節氣晦朔ㇾ而ㇾ曉ㇾ而ㇾ眼ㇾ而あㇾ而。春秋ㇾ而ㇾ。知ㇾ而ㇾ事ㇾ而ㇾ。上ㇾ而因ㇾ而。春秋僖公五年。丙寅歳ㇾ於ㇾ時日ㇾ而て論はむㇾ而。傳ㇾ而。正月辛亥朔。日南至と有ㇾ而を建子ㇾ而月ㇾ而て。古曆ㇾ而て。前ㇾ而丑ノ歳の十一月ㇾ於ㇾ而ㇾ。丙寅歳ㇾ於ㇾ而正月ㇾ而を為ㇾ而あㇾ而ㇾ。此ノ月を周正ㇾ而あㇾ而ㇾ措ㇾ而て。此ノ月を壬子

国立国会図書館　タイトル『春秋命歴序考 2巻』 請求記号 862-124
ガラス使用

部より首小月おて。壬子より朔旦冬至起るを。一日退りて。辛亥より朔旦冬至大月を為ること凡そ四百年おて。気朔共に退りはこと。既に云ふが如し。然て經に。九月戊申朔。日有食之。と有るを。建申月おて。古暦より七月小朔ること凡そ四百年。其朔實は戊申より。傳に。冬十二月丙子朔を有ること凡そ四百年。建亥月おて。古暦より十月大朔ること凡そ四百年。其朔實は丙子より進退して。共に進退す。循用せること凡そ四百年。是より更に次々。經傳する所の日並を。もはら措て。朔を知ること限り無し。故に暦を六十餘あるが中に。三十餘年を計て。驗むること大凡そ於古暦に合し。進朔十二三計り。退朔十五六計りあること是に准て。年々に進退せる趣いを炳焉に知らまこと。あるに。熟々察てむ。某々より

世頃あを。多く本術を用ひ。某々の世頃あを。多く進朔を用ひ。某々の世頃あを。多く退朔を用ひ。或は云ふ事ありや。と云ふ事ありやでも知ること。是に此を其時々かはる日官の定めを。ふまへ。ふまへざるが故ること。曲をも辨ふまじし。備ふる晦朔を進退せ。依て就て。中気の在ること。月。ほゞ従ひて易ること。周ぬる日官等。固より其職に拙よして。熟々其節を調ふることを能はず。是を以て。閏月を置く事。或は失ましくむ。春秋時歴の乱雑ること。今盡く是を論ふに暇非ず。是職とを。て殷西伯姫昌が。自ら暦を作る。當昔より。最も無益なる気朔進退の法を。始めて遺ること故に至らく。西伯が暦を作れる。朔の進退あるし事を。何を以て知ることもむ。迭周書れる諸篇より。文武が當時の事を記せる歴日。ゆゞ尚書に。當時の歴日を。本術と比校ることを以てもを知もり。詔事を。予が本術の説み依て。しみ思はむ人を。斯はゞ至ること

国立国会図書館　タイトル『春秋命歴序考 2巻』 請求記号 862-124
ガラス使用

自らも驗みあわ右古暦術は事ゆ拠なて。予が殊よ著せ
知るまるり。
陰書ぜも。太昊古暦傳。三暦由來記を更れど。古暦日歩式。古
暦月歩式。前漢歴志辨。夏殷周年表。ま〳〵古今日契暦れど。數
部あるが中よ。此命歴序考ハ。太古れ年歴を正せる因ゆそ
拵端緒よ述る嗚矢あるを。猶言足らぬ思ふ倫も在ぬ。
若ちも有らむ。上件れ書等ぢ。次〳〵ゆ讀み見て知るべし。

○此春秋命歴序考ハ。去し天保二年の八月れ始よ頃と
みう思ひ立て。草稿し始よ頃ぢるよ。同じ月の内ゆ。第十四
條まで書あるが。十五條よ末を。古暦法ゆ關うる事と
もある。容易からば。殊よ頃着まで。唯よ師れ眞暦考を信

ぎ依耳ゆて。ゆも暦議を知らぬ。故古の古暦を知るある人
や有ると。索むれど其人なく。其書も無ゆゆせむ便なく。
彼や此やと古書ぜもゆ。散見せる條〳〵を拾ひ集め考へ
て。類よ觸れて長じ拠〳〵。右れ書等ぢ。今年まで草稿し
竟て。後ゆぞ前よ功を子し條〳〵ゆも暦説よはし。十五條
ゟ末ぢる説をし書あるゟ。陰陽爭で此書を。俗の漢國學
ぶる徒ゆ。かれ文教を振はをてふ。金鈴木舌をれし給
ひ。皇國の。彼國ゆも君師ある事を。弘く知し免給はむ事
を。天皇。太昊。太乙小子の神意れ麻〳〵迩〳〵。

日本ゆ神乃授けし我の道。からも人いうで聞き得免やも。
日人ぞむらき初米けり。

国立国会図書館　タイトル『春秋命歴序考 2巻』 請求記号 862-124
ガラス使用

天保四癸巳年八月二十四日

大壑　平篤胤

伊吹能舍先生著撰書目　門人等愼記

古史成文　十五卷　神代部三卷刻成

此書は古事記日本紀古語拾遺風土記をむし免諸社古書小有る條事實を悉く撰集免て古事記の文法を倣ひ神代より推古天皇社大御代までを記き述し書あり。

古史徵　十五卷　神代部三卷開題記刻成

此書も上代の事實元を一つ殘さず記し傳へて、初學社徒あど何れか隨從をべき事を知らず純粹の古傳を知ら古と能はざるよやを憂ひて古史を撰び定免さる所以を一段ごとに具に論じ明免し書あるが其第一の卷も春夏秋冬み分けて四卷あるを開題記と號けて皇國の古傳說社起原と拾遺あど其外古よと學びに專要史讀き書等の內お古學の見識を精しく書著さ述あり。

国立国会図書館　タイトル『春秋命歴序考 2巻』 請求記号 862-124
ガラス使用

凡百卷計

古史傳　此書は鈴能屋翁の古事記傳に倣ひ君は古史成文を悉く註解しある書にて我が古道は眞意はを悟て此書に說盡されある事。

古史系圖　大折本箱入　小折本帙入　此系圖は古史の神代より推古天皇は御世までの御系を正史實錄に正し著せ備にて俗間に在るとは甚く異あり。　上下二帖　神代部刻成

古道太元圖說　おは古道に志ある人は必ず知らでは有ずおじき顯幽二ツの別ある道理の元を自筆にて圖に著はし示されし物なり。　一幅　刻成

天津祝詞考　此書は延喜式ある大祓詞はいとも止事なき詞なるに古と云ふも更にいふ詞ありを故大人あちは說に其天津祝詞と云ふも即大祓詞をいふと說あれど其は非にて別に其祝詞の有る由を論ひ定められし書なり。　一卷　刻成

參考神名式　延喜式の神名式は古道の寶典なるにおと云ふも更なるに此式ともに誤字脫字多く唱ふを誤きたるも殊に多き事なるが印本寫本まち〳〵校合して正きに從ひ異本どもを捨がたきを頭に標しおき此式を讀むに心得ぞは有まじき事どもを條〳〵記して附錄を爲し合せて三卷と爲られし物なり。　三卷

校正諸神階記　此は古く各國にて國司在廳などに記し置る神階記の有り所を今は多く亡失して纔に數箇國殘れ所を校正して訓をかられし物にて神典學に大有用の書なり。　三卷

校正逸風土記　此は出雲豐後肥前の風土記を除きて常陸風土記及び諸書に引きたる古風土記は逸文を拾い集め校正して訓を加られし物あり。　上下卷

大同本記逸文　上下卷

国立国会図書館　タイトル『春秋命歴序考 2巻』 請求記号 862-124
ガラス使用

此書を平城天皇の大同年中に伊勢兩宮并宮人に勅ありて撰び進らし免給ふる謂也依大同本記あるが今その全書を見ざれど數の古書に引用して殘れる文を集記せらるし書ある故に茲に略けられる是此ぞ神典學に大有用ある書なり。

毎朝神拜詞記

此は我が門生ども徒に日々に拜ふ必拜を誡き神々に先祖の祭屋に白す詞を教へ示さむ爲に物あり。

玉勝間

十巻

二帙刻成

おは右の神拜詞記を本文を爲し其神々の御傳及び神社の意得まど先祖の祭りかた都て世に在る人ども今日ゝ心えを講說せらるゝ其講本ゝ其條々ゝ上木しある物あり。

拇本一帖

訂正再刻成

神字日文傳

上下巻

此書は我が皇國に元ゝ文字ありしと云ふおと故大人ども種々に論じ置れあるまゝど其誤ある事を辨じ十三體の神字を得て其を一體ゝ說ふかを論じて上古に文字有りしおとを說徵しそれより延て肥人書薩人書等の論ゝ及び朝鮮ゝ謂ゆる諺文と云ふも原を皇國の神字を傳へて後に製改めあ假字ゝ事まで論辨せら出し書あり。

疑字篇

一巻

此書は上ゝ神字日文傳を著せ後ゝ猶ゝ就て俗ゝ有ゆる僞字の惑はしき限を擧て少々論辨ゝ加へ日文傳ゝ附錄と爲らまし物ぞ。

靈能眞柱

上下巻

刻成

此書ゝ天地の初發ゝ狀を十箇の圖ゝかき著されし書ゝて皇國の萬國ゝ上ゝ國ある所以を明し神祇ゝ御功德風雨雷鳴等ゝ本說ゝおゝ顯事幽事のわけまゝ火昆ゝあと禍福互ゝ往らはる所以まゝ人魂ゝ行方を論じ古道を學ぶ人必見置き古學安心の書なり。

赤縣太古傳

十一巻

おの書は唐土の古籍を普く探り彼國ゝ傳は正し稽へて太一傳盤古傳三皇傳六皇傳太昊傳神農傳黃帝傳を合て少昊顓頊帝嚳堯舜禹ゝ世までの事を論註して彼國も我が皇神さちれ開闢し坐る事實を明し彼國ゝ古史籍を讀む者の木鐸と爲らまし書

国立国会図書館　タイトル『春秋命歴序考 2巻』 請求記号 862-124
ガラス使用

ふて此書前より西蕃太古傳と号けられしを後よかく改められより

志都能石屋　五巻　講釋本二巻刻成

此書は醫藥方術の原を大名牟遲少彦名神の始め給いて唐土を始め諸蕃國ゟも傳われる事ゟ皇朝及び唐土ゟ醫道の制度相符ふ由ゟし及び方術を以て未病を治し醫藥を以て已病を治むる古ゟ道ある事ゟ醫業ゟ人を更ゟ世ゟ狂る人を必醫藥方術を學ぶ傳き事ゟ古方家後世家と稱ふ療方ゟ得失ゟ世の醫家者流ゟ道の神仙ゟり出ゟる由を知ざる故ゟ醫術は知れども醫道を知らざる事を論じ扨人體の官能及び養生のゟ事ゟ古今の御長ゟり起ゟ其尺やゞて今ゟ傳ふる曲尺まて古今それ長短ゟ訛ること無く後ゟ令の御定免ありし時ゟ大尺小尺を立給ひしも即これ尺まて扨て唐制を用ひ給へ依ゟ非ざることゟ謂ゟる

皇國度制考　三巻

此書もいゟし八都加八阿多八比呂ゟどいひし略度の本義を更ゟり其ゟ又もとて丈尺寸分ゟどの精度ゟ出來し本を畏きや皇大神の御長ゟり起ゟ其尺やゞて今ゟ傳ふる曲尺まて古今それ長短ゟ訛ること無く後ゟ令の御定免ありし時ゟ大尺小尺を立給ひしも即これ尺まて扨て唐制を用ひ給へ依ゟ非ざることゟ謂ゟる吳服尺鯨尺をはじめ諸尺ゟ沿革ゟ古今ゟれ學者の度制を論じゟる書數十部あれど一人も皇朝固有の尺を知れる者ゟく其論說の妄ゟはゟしゟ正史實錄ゟ徵して悉く論辨ゟ加へ總論ゟれ未ゟ人をゟしかゟ尽ゟくをも我ゟ杖をゟみ添られゟと

赤縣度制考　三巻

此書を古今の学者さゝれ尺度考ゟ皇朝固有の尺度を誤りて西土隋代ゟれ尺ゟり唐代の尺ゟりれど論ずるゟは皆非れゟ由ゟ辨ずるゟ於きて彼土ゟれ尺度も其原を人躰ゟど起れるゟまゝ太昊伏羲氏取戎の時ゟ皇国ゟれ尺を二寸五分減じて傳へ給ひし由來まゝ殷周二代ゟ殷尺周尺とて別ゟ制ゟしゟれ古尺確乎とて後漢の世まで傳ゟり其ゟ唐宋を經て今の清代ゟ至るまで凡て四十餘種の尺ゟれ出來し由來まゝ度量ゟれ事ゟ於てゟ周代ゟりゟて律呂ゟれ說を附會して說來れるゟ於きて止ことを得ず歷代樂律の沿革ゟも及び必竟ずる所ゟ歷代の尺一ゟも皇朝の尺ゟ同じきゟ無き事を歷史及び諸書ゟ折衷して論じ定められゟり○右度制考二部ゟ屋代輪池翁の需ゟ應じて撰ゟれし書ゟり

国立国会図書館　タイトル『春秋命歴序考 2巻』 請求記号 862-124
ガラス使用

赤縣歷代尺度圖　一枚　刻成

印度藏志　二十五卷

此書は謂ゆる一切經藏を探索して天竺國の風土國初より王婆羅門
より敎方まで釋迦一代の本說佛道を作爲したる所以及び諸佛經一
部も釋迦の傳ずる眞ㇾ物あるべく蓋し後人ㇾ依托ある所以まで其
道漢土を經て皇國ㇾ傳はる王宇宗ㇾ分里さる所以おのおの其宗旨
の本意を博く佛法ㇾ經論ㇾ徵して論はれある書なり。

巫學談幣　四卷

おれ書も俗ㇾ兩部神道と云ふ有ㇾ此は古の奸僧ども皇國ㇾ神國
ふして佛法を信ぜる人ㇾ少きを信ぜしめむを欲して神道ㇾ佛道
を混合し亦それㇾ倣いて後人唯一神道と稱ㇾ陰道を作爲して儒
意ㇾ混合し其あれㇾ古を言ふことと悉く儒意佛意ふして更ㇾ神道の
眞面目ㇾ非ざる事を委く古書ㇾ徵して論ぜられある書ㇾ王。

古今妖魅考　五卷　刻成

此書を古今ㇾ記錄物語書等を探索して謂ゆる天狗妖魅の種くㇾ世
を亂し或は地獄極樂あど云ふ事も見せて人ㇾ信を起さしむる有趣
ㇾ苦みと云ふ事の有る因緣まで說き其物等ㇾ三熱を具ㇾ論じ徵されある書ㇾ王。

古今乞盜考　卷數未定

此書は源順朝臣ㇾ和名鈔人倫部ㇾ乞盜類の所ㇾ巫覡と標して說文
巫祝女ㇾ也和名加牟奈岐文字集略ㇾ云覡男祝也乎乃古加牟奈岐祝祭
主讀詞ㇾ也と載されあるㇾ師ㇾ若き程ㇾは甚く非類ある事ㇾ思は
れしㇾ古く八幡大神の神託と偽りて弓削道鏡ㇾ皇位を得しめむ
と謀ㇾ陰惡覡おくㇾ加茂川ㇾ鹽ㇾ流して伊勢兩宮ㇾ大神我ㇾ山ㇾ
飛遷ㇾ坐る由ㇾ內奏し兩宮の御榮えㇾ奪はむと謀れある神官まで
伊雜宮ㇾ伊勢ㇾ大御神ㇾ本宮ありㇾ誣いて黑瀧の潮音といふ妖
僧と語らひ舊事大成經と云ふ妄書ㇾ作れる神奴あど云事ㇾ思ひ
おくㇾ今世の神職ちふ徒ㇾ視るㇾ多く僧徒の所爲ㇾ倣いて乞盜風
ある所業ㇾ爲しまくㇾは師の門ㇾ入りて正しき神ㇾ道ㇾ聞ㇾ誇らも
唯口ㇾ言みㇾ其是ㇾ唱ㇾて其行ㇾ改めㇾ奸曲ふして神祇ㇾ蔑如ㇾ
依ㇾ多かるㇾ近おろ順朝臣ㇾ卓見ある事ㇾ悟り得て其行迹ㇾ筆
記し然る倫ㇾ魂ㇾ行方ㇾも論定して後來の神職等ㇾ誡めむと

国立国会図書館　タイトル『春秋命歴序考 2巻』 請求記号 862-124
ガラス使用

く思ひ慮られある書名ゆゑが今し古人の名をこそ出さるれ今人れ名を未だ出さざるが其を見直し聞直して教訓して終ふ其非を改めざらむ時ぞ其名を書加ふるもまれ心搆あればとぞ定かしき。

天柱五嶽考

上下巻

此書を漢土北五嶽を知らざる人多きを以て世界の天柱五嶽を知さる人あき事を憤至て世の始を立さる由緒ある其柱處を考ふ記其上帝と稱ふは我が伊邪那岐神れ御事ある由おさ印度の古籍ゆ謂ゆる須彌四洲れ事をも論じ因て印度ゆ謂ゆる大梵自在天王まく帝釋天をも稱ふ神の倾ある神ぞと云ことまで小論じ及ばきし物あり。

皇國異稱考

二巻

刻成

此書は唐土ゆ古書ゆ扶桑國と云ひしを即皇國れ事あるを和漢れ學者さち別國のおと論じ來れ係が非ある由を諸書ゆ徴して論定しう記彼國初ゆ出さる三皇伏羲女媧氏ぬど云ふも其扶桑國ゆり渡れる由あ係も即我が皇神あちある事れ大概を論じおく扶桑と いふは櫻ぬる事まあ因て倭國君子國日本國若木國大人國なぞ云ふ國號のおとをも考ふ記されし物あり。

三神山考

一巻

三神山とは蓬萊瀛洲方丈を云ふおと普く人の知れるが如し然係ゆ此を唐土れ東方海中ゆ在るよし彼國れ古書ゆ見ゆまと其れ何處ぞを云ことゆ詳あらざるし諸書ゆ徴して我が神典あ係海神れ宮ある由を委く考ふ因て神仙の幽境海市山市ぬど れ事まく浦嶼子が事おも論じ及むまし書あり。

六家要指論

三巻

史記れ自序中ある司馬談が六家ゆて諸書を引き於ゆ其六家の要指ま委く討論せられし物あり。謂ゆる六家とは道徳儒墨法名陰易を云ふあり我が大壑平先生の古學の大體を知むを欲ふる者はお此書を視て觀おべし。

鑿宗仲景考

一巻

刻成

此書は古今れ醫人傷寒雑病論金匱要略方論を醫藥れ祖典と尊奉ふるゆ其撰者を張機字仲景と傳ゆ來れど史籍ゆ其傳あきおを遺憾ゆ思ふるゆ此も葛玄字孝先を云いし眞人の寓名ぬる由を諸書ゆ徴して委曲お考ゆ記されし物あり。

国立国会図書館　タイトル『春秋命歴序考 2巻』 請求記号 862-124
ガラス使用

金匱玉函經考文　二卷

此書は傷寒論と金匱要略方とは元と一書みして漢土醫方書の祖あるに依ると世人の普く知る所なるが如し然れども後人が攙入説多く未しき徒それ攙入文字に眩惑してそれ眞旨を得ざる事を歎き和漢古今の諸説をも用ふべきは用い傷寒金匱を併せて古名を復されし物なり。

金匱玉函經解　三卷

右は右傷寒金匱の正文を撰訂し次第を正して本文と成し病門を分ち其發揮せる説々二書の有由を註を折衷して分註をなし二書に足らざる方論は千金外臺を始め他の古書に散見せるを拾ひて附記し治療の活用を示さるある書なり。

太昊古易傳　四卷

此書は前に八卦稽疑傳と聞えしを後に改められしなり。抑太昊伏羲氏も元と是れ其最本州の神眞あるが赤縣州に天降して天帝の錫命河圖洛書の眞數を因りて八卦を作れる事より説を起して易威の事に及び今傳ふる八卦の方位は先天後天ともに伏羲氏の定めし眞方位に非ざる事々々八卦各〻主節ありて人その生節に依

至て本命の主卦定まること又此によりて疑ひを稽ふる筮儀の本義に及び事の極みも神祇の御德を仰ぐよりの外あき事までを論はれし書なり。俗の易家の説とは大に異ある説等多し。

三易由來記　上下卷

三易とは周禮に謂ゆる連山歸藏周易あり。共に皆太昊氏の故易に本づくる易法なるが和漢に易學を爲す者蝟毛の如く其末書類はた汗牛充棟と多くして能く其由來の眞面目を紀し顯せる書なく周より今に三千年來擬聖の擬易を欺られて俗の日者ら妄説家相方位をぞ知らずして愚俗を過誤あと及び周文父子が周易を作れる始末はた孔子五十にして始めて易を學べる以來も其語に大象の辭を祖述せるが多き事から於十翼の悉も孔子の作あらざる事まで孔子より次く易學の今世までに傳來せる事までを論じて末に河圖雒書の事を始め此考に屬さる餘論を附錄せられし一物なり。

欽命篇　上下卷

周易の謂ゆる十翼中ある象傳の中に散見ゆる大象の文六十四章は太昊氏以來の古訓此傳は里來れる物あり事を悟り得て古れを抄出し諸説を折衷して注を加へ固く道紀を守らむ人に師保無し

国立国会図書館　タイトル『春秋命歴序考 2巻』 請求記号 862-124
ガラス使用

て父母に臨せらるゝ如く恒に其辭を玩味して其命を欽ましむと致錄せられし書あり

象易編　上下卷

俗に斷易と云ふは上古の象易と云ひしを訛れる語あり此易法は太昊の古易より本起きて神農氏黃帝氏の立と傳ふる連山歸藏の遺法あるを古今に其義を知れる人あらず八宮納甲飛伏世應六親の捌きなど皆古法に違へる事を論辨し古曆道と左右に照應して臨時の稽疑に便宜せられし書なり

春秋命歷序考　二卷

春秋命歷序は唐土の古記緯書あるゆゑ此考も彼國は上世天地人三皇より未だ定まらず春秋より謂ふる獲麟の年までの歷年を司馬貞が補史記に凡三百二十七万六千歲凡世七万六百世と云ひ或は太昊伏羲氏より周世に至る歲數を列子に三十餘万載と云へる其始め荒唐誕妄にして論定せる書あき事なり憤悱して其實數を推索せる説多く紛々として古今に論弁して其實數を一切に論定せる説を是命歷序に本起き諸史百家の説を參考して元年より伏羲の出興せられ元年より伏羲元年まで二万三千一百年あり伏羲元年より至りて僅に二万三千一百年あり今は天保二年に至りて四千八百九十二年ある事の由に委曲に討論折衷して赤縣太古傳はれ開闢記に準へ後來彼國の古史學を爲る者の本據とし書あるゆゑ末に上はれ句一切下は句二切の歌を記して首本はれ神のいらひ久しからん人いうでひらひ得めやも日はも入そひ延き初めり係と結ぶ

三曆由來記　三卷

三曆とは謂ゆる夏殷周三代の曆を云ふ抑曆は天皇氏はれ元年天地開闢の日を甲子歲は甲寅に天元と起し又しく眞曆ありて行はれしを太昊氏それ眞曆に因循して始めて合朔章蔀干支紀元の規を定めき一年三百六十五日四分日はれ一一日法及び一月二十九日九百四十分日の四百九十九分はれ月法を立て天常を知り長久を志せる所以の曆法を傳へしを神農黃帝より唐虞はれ世に經て夏代まで用ひ來りて孔子はれ夏正此四時之正不易之道也と云へる如くあるが實に太昊はれ古曆あるを殷代に至りて其法も用ひ改めしを殷曆と稱し周代も正朔を改めしを周曆と稱し其よを秦を歷て漢代に至り小至に至て正朔も更あり其推法をも律數小因て八十一分日の四十三年立て新曆小革しを周曆と稱し其よを秦を歷て漢代に至り謂ゆる依太初三統はれ二曆ありおは共に周法を襲用せる曆ありて次く小沿革し來る間の事どもを史漢の曆志隋唐以前の書中より抄錄して本文と好し傍諸書を折衷して講明しら於周はれ顯王ゲ

国立国会図書館　タイトル『春秋命歷序考 2巻』 請求記号 862-124
ガラス使用

十六年まで氣朔小差と云こと無之しを其十七年閏己が孝安天皇四十一年己巳歳より始めて月行小毎三百四年に一日の差を生じ孝元天皇の十五年辛丑歳より始めて日躔小毎百二十年に一日の差を生じ[る]事までを委く発明せられ[た]る書あり。

前漢歴志辨　一巻

此書は前漢の歴志小出せる劉歆が三統歴及び譜を班固が推法密要とも微眇とも稱せ[ら]れど實は甚だ僻歴[に]あるよ[り]て其引[ける]古書の年数を杜撰よ増減して己が三統の妄説小証會しいるく後世を誣惑せる物あるを古今の學者よく其妄を知る者あく和漢小成れる編年類の書等多くも此三統譜の年数を用ひて紀年を立[つ]る故よ夏殷周の間の年歴今よ至りて偽説を傳ふる事を憤悱して乃ち其三統の譜を抄錄して本文と[な]し劉歆以前の古書[を]参考して彼の杜撰を盡く辨論せられ[た]る書あり。

夏殷周年表　一巻

此三代の紀年今小至りて其妄を傳ふる事も職として劉歆が誣惑小因る事あれば上[の]辨論を著せる小就て其眞紀年を彼の擬紀年とを對攷して示さ[ん]が為よ此年表を作られあるあて。上下二層小紀年し上層を史記の本紀及び魯世家十二諸侯表六國表よ[り]て記し下層は乃ち其三統譜の紀年表[に]年々の冬至を古暦小依りて記し上[の]歴志辨と竝べ見て一目よ其眞偽を解悟をべく物せらまし書あり。

太昊古暦傳　四巻

此書も秦漢以前の古書等小太昊古暦の法を散見せる章句を拔萃し聚めて本文と[な]し古天文地理歴數を正旨及び干支の起原その用法等も辨明して今よ[り]古往開闢小遡[り]て其節氣朔晦等を指して[ん]れを知[り]今來無窮の合朔節氣歲差も算術を用ふる事[な]く指を屈して推知る神妙[の]法を發明し撰[ま]る古暦の日躔を明示せ[ん]が為よ書よて俗間よ用ふる暦類の撰時撰方[の]書等とは大き小異よして俗の家相方位説小惑溺せる倫をも頓よ解悟せしむ[る]が如古傳[の]聞示せられし書あり。世[の]はく今[の]日者らが説を論ずる者[の]非を説くと云も強訂ならず。

古暦日歩式　二十巻

此書は太昊古暦の一氣十五日七分一日三十二分[の]日法をもて天地開闢の天元甲子より漢元帝が初元元年己酉[の]崇神天皇の五十年まで[の]節氣及び土旺をも推歩して[ん]れを先天日歩式と名けらる。

国立国会図書館　タイトル『春秋命歴序考 2巻』 請求記号 862-124
ガラス使用

然るゐ是より前孝元天皇の十五年辛丑歳より始めて毎百二十年ゐ一日の氣差を生ぜし後來七千二百年の日歩をも古法ふよりて推歩を究め循環して無窮ゐ用ふべくかき調へ後天日歩式と為し先天と合せてかく名けられさり。

古暦月歩式　一巻

此書ゑ太昊古暦ゑ一月二十九日九百四十分日ゑ四百九十九分の月策章蔀の法をもて月の閏闕の今天保四年を距ること六千四百四十年前ゑ日は甲子歳を甲戌ある名其歳日より推歩し始めて漢元帝が初元元年我が崇神天皇ゑ五十年癸酉歳まで三紀四千五百六十年ゑ積月凡て五万六千四百月の大小閏月その刻分及び朔冬至ゑ推歩を究めあれを先天月歩式といふ然るゐ是より前孝安天皇の四十一年己巳歳より毎三百四年ゐ一日の朔差を生ぜし後來三千六百四十八年の朔策をも其古法をゐて推歩ゐ究め循環して無窮ゐ用ふべくかく調へ先天と合せてかく名けられさり。

春秋暦本術篇　一巻

此書ゑ春秋命暦序考以下七部ゐ古暦の法ゐ徴し著せるゐ於きて其本術ゑ正式を出し傍ゐ春秋及び左氏傳ある暦日を抄録して對攷せしめ後來春秋左傳を読む人ゑ為ゐせられし物ゐて晉の杜預ゐ春秋長暦安井算哲の春秋述暦あどゑ類とは大きゐ異ある考ゐるがゆゑ春秋命暦序考ゑ附録ゐせらるさゑ。

太景暦旋式　一面

ゑは圓図ゑ式ゐて最外の第一郭を三千八百八十ゐ分さ陳ゑ後天暦の氣策第二郭を九百四十ゐ分さるゑは先天暦の朔策第三郭を三千七百六十ゐ分さるゑ後天ゑ朔策第四郭を九十六ゐ分あるゑは先天ゑ氣策ゐゑ各〻別ゐ其中央ゐゑく圓式ありて其を旋回しゐ〻算を用ひ交節時ゐ先後古暦の氣朔を求めらるゐ〻捷径の図式あり。

弘仁暦運記考　一巻

此書ゑ我が皇國の上古伊邪那岐伊邪那美神の御世より皇孫邇〻藝命の天降までを天神祇王代記和漢合運図帝王編年記あど其外古記年代記類ゐ何れも數百万歳ある由の異説紛〻としてゐ一定せゐ〻まさ邇〻藝命天降より神武天皇ゑ御世までを是暦運記ゐ一百七十九万二千四百七十餘歳と有ゐ後人日本紀ゑ神武天皇巻ゐも書加へされど此も荒唐ある説ゐて實ゐゑ天降より神武天皇元年辛酉の前年まで二千四百一年ゐて其七十餘年ゑ神武天皇ゑ御

国立国会図書館　タイトル『春秋命歴序考 2巻』 請求記号 862-124
ガラス使用

世よかり〳〵足。其元年より。是天保四年ホ至ホて。二千四百九十三年ホ
れば。其を合せては。天孫降臨より。四十八百九十四年ある事を。是記
と。春秋命歴序と。を照應し。和漢の古書を參考して說證し。ホて天降
以前の歴年數。まゝ推古天皇以前。いまゞ漢暦を用ひざる上代の暦
法をも。考明されし書ホ足。

古史年歴編　一巻

此書ハ。自撰の古史成文ホ本ホ
足て。天地開闢より。其年數ホ。
昊氏取戒元年ホ足年契して。一紙六十年ホ〳〵の紀年を立て。推古
天皇の御世まで。を記し。ホ。ホ古例ホ效ひて。印度及び其餘の蕃國の
大事をも。往〳〵ホ載されゝり。抑是編ハ。古史の爲ホ撰び上れ歴運
記考ハ。此編ハ爲ホ考ふ。命歴序考より。月歩式ハ至ホ七部ハ。歴運記
考のあめて著されゝる書等ホ。然れど讀べき次第ハ。必ず右の如
く。命歴序考より始めゝ。此編ホ至るまき物ホ足。

天朝無窮暦前編　六巻

此書ハ。故鈴屋翁の眞暦考ホ。皇国の上古ホハ。天地自然ホある眞暦の
みホて。月次日次ハ暦法ある事ホあく。日本書紀ある紀年暦日ハ。ホれ

後より。推當ある物ある趣ホ說れさまど。是ホ前ホ。澁川春海翁ハ
日本長暦ホまゝ中根元圭の皇和通暦ホ。書紀ある暦ホ。西土ホれき暦
法ホて。皇国固有の古暦ホある由ホ記せり。此ホ互ホ氷炭相反ホる說
ホるホ就て。そハ兩說ホ折衷して。書紀ある暦法の起原ホ。伊邪那岐
大神。漢名天皇氏ホハじまり。大国主神。漢名太昊伏羲氏の合朔ホ調
へ給ふるホ。其法ホ先天後天の別あ足て。其先天ハ暦ハ。皇国及び赤
縣州ホも傳ホりて。彼邦ホ謂ゆる太昊甲暦これホ当ホ。漢土ホきき
暦ホりとホ云ホホく。ホホく其後天暦ホ皇国ホのみ傳ハりて。彼邦ホ
ホホて無き暦ホれむ皇国の上古ホ。暦法無足しホも云ハ難き由ホ
始め。その赤縣州ホも傳ホれる。先天の暦法。ハちホ西方の諸国ホも
流傳して。ホ国の祖暦ホある由ホて。和漢ハ諸書ホ參攷して。第一巻ホ。
其諸論及びそハ暦術ホも出し。第二巻より第六巻ホまでハ。其暦法ホ
もて。書紀の年間ホ當べて。一千三百六十四年の紀年ホ拔くり足書紀ホ
某月某朝とホる干支數百ハホる限りホ舉げて。古暦法と違ひホき
由ホ證し。そハ巻末ホ。持統天皇の御世ホ始めてもろこしの暦法ホ
用ひ給へるより足。後の沿革及びそハ暦法どもホ係れる事ハ大要ホ
論じて。ホく六巻とせられゝり。

幹支字原考　一巻

国立国会図書館　タイトル『春秋命歴序考 2巻』 請求記号 862-124
ガラス使用

此書を世小干支考として干支の起原および其字義を考へ著せる書等のまゝ有れど皆その古義を曷し得ざるを實ハこれ太昇伏義氏より作れるゆて十干廿字をもと亀甲の文より出くる象形字まて十二支の字もそも〳〵事まゝ其字義その用をも古説ま折衷して委く攷へ明されさる書あり。

牛頭天王暦神辯　一巻

古の書は世小素盞烏爭を牛頭天王と称し孫ま天道神と申し撫猶田姫命を歳徳神と称し備後風土記ま素盞烏爭の御子八柱やなる事を八將神と号け其を暦神と称する事も古備眞備公より所為あるが是よりして古人の妄告ま信じ巫より妖言色く起りて今しも殊ま家相の千妨方位の万忌を説く者ねかく容易よその妖説より退治しがたき由を論ひ〳〵於因ま八所の御霊といふ崇神より列ま古備公の入ある由来までを攷へ副られいる物あり。

古今日契暦　初編　二編　凡五百巻

此書は皇国と皇美麻邇〳〵藝命の天降坐せる元年西土は太昇伏義氏の馭戎せる元年より當る庚申歳より歳首甲辰冬至より今是天保四年癸巳歳の冬至戊寅より日ま至りて凡て四千八百九十四年積日百七十八万七千五百三十四日ゟ間の日記暦あり其より上件命暦序考三暦由来記古暦傳日歩式月歩式暦運記考ゟの師説を誦うる人小其實驗を示しこの於其年暦時節を諦ま知しめむを作れる書ゟて一紙六十日より干支系をひきて上下二暦ま別ち上暦ゟ頒布し賜ふ今の寛政暦ま以て天保四年の冬至より記し始め是より以前ま施行あとし寶暦貞享宣明五紀大衍儀鳳元嘉等の諸暦をゟて持統天皇より御世まで遡上とゟ記し其より以往ま日本紀より暦日ゟあとゟの長暦通暦等の書を參考し下層ゟも太昊氏馭戎元年の首歳甲辰冬至より其古暦ゟもて記し始めて今天保四年ま至陳節氣朔晦大小閏月を更あとゟ斗建五星の當番八卦十二直あと撫て古暦ゟ小用ひし限とを擧げ上暦の今暦下暦ゟ古暦通契して目下ゟ古今共異同を知しめ且その二暦共上下ゟ和漢古今の間ゟ暦道ま係る事の大義ゟ所見ゟ從ひて表章し毎十年を一巻とゟせ陳紙数六十一葉日数三千六百六十日於〳〵ゟなり猶後來百六年の古暦を附せる故ゟ凡て五千年の暦ゟれむ巻数五百巻紙数三万五百枚と成れ陳ゟ彼氣差朔差ゟ由ゟ依て孝安天皇四十一年までを初編ゟし同四十二年ゟり以下を二編とゟし猶ゟの古暦傳日歩月歩の二式ゟ旨を熟く得むゟめ終古の暦も次〳〵ゟ作とゟ得べく物して子孫ゟ遺さる〳〵書ゟとゟ然て春秋命暦序考より日契暦まで數部の書は去ぬ寛政天保二年八月より筆を執とゟ初めて天保八年中までゟ功竟られ

国立国会図書館　タイトル『春秋命歴序考 2巻』 請求記号 862-124
ガラス使用

し書等あり。

家相九說辨　三巻

此書は、太田元貞號を錦城と云ひし儒者の著せる。家相秘訣、龍背發秘、まゝ〳〵九井、九藏、九竈、九厠の訣を傳へさる書等を辨じさる書あり。抑今世は家相方位の吉凶を說く者多く、俗人は是を惑ふ者は叱〳〵と云て多かれど、師は然る徒は說は、頓ホ論ふまも足らと捨置れさるを、此元貞はも、故鈴屋大人な甚く誹謗せる書をも著はし、俗ま儒學れ大家と稱せらるゝ人あるが、世俗躰の家相書を傳へてまどく世人を惑はせるを、已ことを得ず、其說等を抄録し合せて辨論し、因て家相方位の眞古義を述て、是まゝ講明せびた、得有はし如由をも開示せらまし書るあり、世俗れ家相說と、其判斷れ相違せるあと、是辨書を見て察給ひし。

神代系圖挂軸　一幅

鬼神新論　二巻

此書は俗の儒生、孔子の道を學びて、其意を得ず、鬼神を蔑如ることを憤り、論語をはじを諸書より、孔子の言行れ鬼神ま及び俗事ども引て徵論し、和漢古今れ儒生の、鬼神ま論じさる說どもを看破

ゐて、鬼神れ有ある事を論さる書て、此も師の三十未滿あり し時ま草稿せられさるま、世てもれ傳もりて、見し人メき書ぬるが、後て次〳〵增訂を加へられさり

孔子聖說考　二巻

此書を前ま聖知能品定と号けられしを、後ふかく改められさ、抑ゐが上世のをし事能こそ神習へ、靑人草習はめやと云ひ、赤縣州の教てま、人能く聖人君子の所業を學びて、小人れもとさふ勿習ひそと云へり、故、是教ま、よりて、神習ひ聖習をむとするま、其聖人と称し來れる人くれおろふ、孔子れ謂ゆる似て非あるが數あるを、童蒙れ徒あど、眞聖擬聖の辨別を知らば、聖人とざみ云へば、謾り小等信をる者多きを、甚く学道の害ある事をし憤て、孔子れ言の、聖人ま及べ、論語ま、諸書より拔萃して本文とあし、向て其說ま從ひ、他れ古書等を引き徵して、眞聖擬聖の名正ふく、事順ま論ひ定めて、後來聖学ま從事をる者の、得門階式とせられし物あり。

三五本國考　二巻

此書は皇国異称考の後編まて、赤縣州の謂ゆる三皇五帝ともふ、皇国の神聖〳〵ちあるが、早く彼国て渡りて蠢化れ民を含養し、教導し

国立国会図書館　タイトル『春秋命歴序考 2巻』 請求記号 862-124
ガラス使用

給へる由來を彼れ此れ古書實錄は徴して論じ著されさる書あ𠮟ず。末ふ孔子の唐虞以前の古傳を廃さる所以れ論説あり。

五種類考　合本一巻

此も枝本暘谷の考よ抄きて得られし扶桑記喬木考兎木川考速吸門考姫島考れ五種ふて師れ閲覧を請へる書等あるを上條良枝の勧めよりて三五本国考の附巻とせしあり。

皇典文彙　三巻

古は古事記姓氏録続日本紀以下五国史及び令式格大同類聚方古今集等の序表まゝ和名鈔名目抄の序あど凡て漢文ある類を彙めて數本を校正し訓點を加へて古学れ階式とせし幼童の読書本よ定められし物ある故ろ七行の大字本なり。

大祓詞再釋　正訓大祓詞　折本刻既成　二巻

此も故鈴屋大人の後釈ありるが上ろ再釈出さる故ろかく名けられさり其は此詞れ由來をはじめ高山之伊穂理短山之伊穂理の事ま為塩乃八百會の事まさ文中よ天津祝詞乃太祝詞事乎宣礼と云る事など𠮟み外後釈れ説とも大きふ異ある考ろて末よ其太祝詞考を附録せら逆し物あり。

年中神祭詞記　折本一帖

此も古道ふ從事して神習ふ人ゝれ筆ごとふ必ず行ふ度く思を厥神事ども𠮟ろ其も正月御歳神を祭るを始め正月十二月初午の宮咩祭まさ宅神祭竈神祭甲子祭鎮魂大祓道饗鎮火等れ祭まさ七月小先祖の霊祭あどの詞まさ其祭式をも門人さちの請ふよりて新ろ記されし物あり。

葛儛翁文粹　附童蒙入學門　四巻

此は葛稚川の子書中よろ我ゞ古学の人も生涯学術の規則とあれ度き諸篇を抜萃校正して古れも幼童れ読書本ふ定められし物あり。

古學諄辭集　前集二巻

近頃遠き国ゝの門人さちよりも今世師の門人と偽ふ諸国を遊歴する人多ろる中ふ師のろ称て物し給へる諄辞ゞもを何しろ取出して自作と称して傳ふる人どもも有り其を得て見れば師の本書をいふく誤り或ハ化矢改めさる中よも非おふく遂よ師名字汚さ度き事ふを度ろいろて教子本ふ師れ正本を傳へ給ふと言

国立国会図書館　タイトル『春秋命歴序考 2巻』 請求記号 862-124
ガラス使用

おおされ、る小就て、今度師小請ひて、其自作代作の諄辞まゝ師の
電覧をこひし人〳〵の詞をも集めて、我等がかく題名せし物なり。

三大考辯〳〵　一巻

此も故鈴屋大人ゟ古事記傳小附錄とせらるし、服部中庸の三大考
を、藤垣内翁論破して、三大考辨といふ書を著されしを、更ゟ辨じ直
されゟる書あり。

天説辯〳〵　二巻

古は故鈴屋大人の古事記傳ゟる天説を、藤垣内翁の意を承て、尾張
の小林茂岳といふ人論破して、天説辨といふ書を著せれど、それ説
却て非ある由を辨じ、因小同人及び夏目甕麿など、玉の眞柱を論
破せるをも合せて論じ反されゟ偽書れて。

五十音義訣　四巻

此書全部の趣意を縣居翁語意考ゟ旨を祖述して、五十聯音ゟ、神代
より有來りて、其音図も、輕島宮の御世ゟ成れるが、其本位も、天地泉
開關の次第小符合して、初躰用令助の活用をゟし、かゝ其活機の次
第を攷覈ゟる小、五十音各〳〵小、自然ゟ義ゟる故ま於二音ゟ〳〵重疊
ゟれむ、各音の頭ゟ於くもの、五十音ゟ〳〵ゟて、據てゟ二千五百言ゟ
るが、此は皇国言ゟ更ゟり、梵唐を始め、万国の音韻言語を、網羅せる
物ゟて、此中ゟ皇国小これゟき、阿行ゟれ下ゟ於くもの、二百二十五と、
良行の上小於くもの、二百五十とを除けむ、二千二十五言ゟ、其
本言ゟ四百五言小ゟて、三音四音の言ゟ更ゟり、五音六音ゟれ言といへ
どゝも皆是より轉用假借して、數千万言ゟ蔓延せる物ゟる事を啓發
せられ、偖その音声ゟれ本ゟ、全く五十ゟりしが、後ゟ三音を失ひて四
十七音とゟれる事ゟよび其音声言語の起れる由來ゟ、天地の初發
の時ゟ、天皇祖神さちの、其開關の有狀を、詔ひ傳へ給ひし神語ゟ起
りて、宇久須都奴布牟由于流ゟ始まる由を、一行ごとゟ論ひ定め
て、古く阿声ゟ、音の初發といひ來れる説の非を辨じ、偖古言清濁の
事ゟ及びて、清濁よし替るとゟ、假字の同じきを、皆同語ゟる由を論
ひ、然してまゟ、中古より種〳〵ゟれ音図ゟりしが、遂ゟ伊韋於袁延恵ゟれ
所屬を錯り、世ゟそを知ゟ人無ゟしを、鈴屋宇斯ゟ至りて、其錯置を
正し、是ゟて此学大きゟ開りて、韻鏡悉曇の学者、蘭学の徒まで、其恩
頼ゟ依て、其道を開悟ゟる事、さて同じく古学ゟれ末輩られ書等ゟ、此学
ゟ付て、見捨がゝ於非説あるをも辨弁して、次ゟる皇典語彙の、開題
記ゟ比せられある物ゟて、世の語訳家の説とゟ大きゟ異ゟり。

国立国会図書館　タイトル『春秋命歴序考 2巻』 請求記号 862-124
ガラス使用

此を上件の二千五百言を五音の次第は類従して初躰用令助の活機を即時よ見易く書さる譜図あるが其各音ホ五十言ぢゝ分る者の阿行れ下ホ従へる拗音五言は外国言ク有りて皇国ホあき言ぬる故此を除けむ四十五言ぢゝと成るがそも漢名太昊伏羲氏の西土よ傳へ給ひし大衍の数五十其用四十有五といふ河図洛書九宮の易数よ自然ホ符合せる由を図説よ著はし示されさる物よて即義訣れ大成図あり。

皇典語彙　巻数未定

此書を上件の二千二十五言を類ホ従ひて區別ちれむ阿加佐多那波麻夜和れ九行九章ホヒろ又毎章五段よて五九四十五段あり段ごとよ四十五言ぢゝあるこの是をまさ阿加阿伎阿久阿祁阿古阿佐阿志阿須阿世阿曽とやうホ區れむ段ごとホ九條ぢゝよ別りて九章四十五段を考へてそれく八十一條あるを本文ク立おきて古事記日本紀万葉を始め皇典古書ホ有もる古言舊辞を其條くよ彙集して注釈を加へ諸先輩の説をも折衷して古語の学問れ本経と為ら れし物るり世の語訳家犬うさ古書中よ古語を見得て後ホその古語ある事戎知るを師が此語彙を元よ吾ホ古語れ有もる限りを盈して後よ古書中よその古語れ存れるものを拾へりぢれ世人の

支度とは大きホ異ホる所ホ又。

伯家學則演義　一巻

此を神祇伯白川家れ学則の條くを委く注解せられもる書ホ又。

立言文　一幅　刻成

ホれ書は師の赤縣州の古典を考究して彼大古傳をはじ免數部の書を著されさるク付て或人其稽式を問ふるホ答へられさ陳文ホるが漢名をこそ借られもる也実ホ我が古道の学問ホ轉用しホ於漢学を為ぢき為ホもと記されもる物ホ又。

五徳説　一名徳行式　一幅　刻成

ホは尾張人鈴木朗主の徳行五類図と云ふ物よ本ぢき猶それ類を増補訂正して人の徳行を為べき式目を教示せられし書ホめ。

千嶋白浪　附地図　十巻

此も去し文化三年ホ於呂志亜人の不意ホ我奥蝦夷ホ来て乱妨せホ事れ始末を委く聞記しはさ其前後戎狄どもホ係れる事までを集記して後来皇国馭戎れ道辺海防禦の心得よとて著さもし物也。

国立国会図書館　タイトル『春秋命歴序考 2巻』 請求記号 862-124
ガラス使用

歌道大意　二巻

此書ハ歌と云こゑれ発れる所以より紀記万葉を始め古へのは悉く眞歌なるし故ふ其躰自らふ質直なるしを中古れ頃よりしてを儒佛の意を用ひて虚飾の事多く其風自ら卑くまさ秘事口傳種くの禁忌れど出来てお乃道弥く狭まり眞れ宮比を失せて終ふを技藝ふ落ち互ふ虚飾の言くらばる事の如くなるしは此道の太じき弊ふる事を辨へ詞を當世ふ從ふとも古への如く眞歌ふ非ざれば詠出まじき由を論らはれ且歌ハ我ゞ国れ大道ふ非ぞッの道ふもバ歌の道とも称ばゞもど只了打任せて我国の道或ハ右記島の道ふど云を當らざる事までを辨へ諭されさり。

おもかれはふ〳〵　巻數未定

おは諸国の人くれ質問ふ答ふられある條ゞふ添ゞ鐘をもかれ當るはよ〳〵響くちふ諺あるふ依てかく号けられさる。

氣吹舎歌文集　三巻

此を師の時ふよる事ふ觸れて詠出られさる歌どもはさ由ありて人ふ贈られさる文章或ハ人の為ふ考へ記られさ体事又は門人其外れ人乃著書ふ添られさる序文れ類を集免記せるふり猶泄さるは

次くふ加ふべし

西籍概論　四巻

此書を皇国ふ漢学の始れる本縁より漢土の謂ゆる夏殷周三代の沿革まさ周世よる儒道といふ道の興れる由ふし及び諸子れ説區區ある事まさ周世以来れ学変ふ於宋学古文辞家互の得失まさ俗儒輩みふりふ彼国を尊崇して皇朝れ御制度ふ背ふ事ども有るを孔丘氏の尊内卑外の旨ふも違ふ由までを論ぜられし書ふり。

出定笑語　六巻

此の書は印度藏志全部の趣意を見易くかき記されさる物ふて初学れ輩天竺国の風土佛道れ大意ふ知るふ此書ふ及ぶもの無し。

武學本論　三巻

此書を皇国の武国ふして庶民と云へども武を好むこと異国ふ勝れさる由ふし神代より武を專ふして古の天皇命の武を以て世を治めまし臣さちも武心ふ本と志て仕奉れる事れふそ文武を車輪の如しと云ゞど皇国れ文夫ふらむ者を武は骨髄さり文は皮もさりと心得べき事まさ漢土の兵学も其原を皇朝れ皇神さちの

国立国会図書館　タイトル『春秋命歴序考 2巻』 請求記号 862-124
ガラス使用

傳へ坐るあれむ。握機八陣の法を始め。取用ふぼき事も多うるを。皇朝の軍法は參考して。治乱を忘れ玉。研究玉べき事までを論ぜらし書あり。

古道大意　講釋本　二巻　刻成

初学の徒れ。見べき書も無きおそれから紛ど。猶悟りがて。ゐるも多うる歟。此書ハしも。師の口おゐら説聞せ給ふを。直ふ移し記せ給ふれば何ある初学れ者なゆとも。是ばゐ玉心得易き物を有ること無し。我師の門ふ入らむ人必まづ此書を見て古道の趣を知り辨ふべし。

右は師れ三十未満の時よ玉。六十三歳まであられ玉る。今年まで。草稿成りて。猶次く訂正を加へ。世ゑ著さむとせらるゝ中ふ。世ゑ有とし書ども歟。校正せられしも有りて。猶この外よ。編成玉るもの数十部ありて。都ては百部ふ餘玉ど。其中ふ闡外不出と定めて。子孫ま遺し傳へおとせらるゝ物等も数あ歟を。愛ゑは其目を出さ。其を別よ著述書目集や名おけて。委曲ふ記せるもの一巻ありて。就て見給べし。おおも草案をもの玉て。片成ある物もいと多うるを。其は編成るふ從ひて。追く其目を出玉べく乱ゑ。

天保九年戊戌八月

國友恒足
河内盛征　等記

門人著書類

稿成玉て師れ閲覧を經玉る書のみ擧玉ど。

天滿宮御傳記略繪入　二巻　刻成　根岸延貞

此ゑ師の此御神れ御傳ゑ著さむの心ありて。當昔(ソノカミ)れ古書どもゑ。其御傳ふ用ある事どもを抄錄しおく。説を取しおき。それ中よ玉概畧を抄錄して。師れ訂正を受て著せ給物あ玉ど。

宮比神御傳記　石摺御神像附　一巻　刻成　石川篤記

あは師れ古史傳中ふ。宮比神ゑ名。天御翁命の御事を説れし條くの大概。さて宮比(ミヤビ)といふ言の本義をにうし。世ゑある人ろならび常ふ。其神德を仰ぐべき由。まゝ其祭りろさ。及び其祇詞をも出し。師の電覧を經て著せる物あり。

古學二千文　一巻　刻成　生田國秀

此ゑ師命をうけて。西土れ千字文の文法ふ倣ひ。押韻の句をもて。天地初発(はじめ)の事よ玉。神代及び人皇れ御世。近く天正慶長以後までの大概を記しそれより古学の起玉るおと。ぱて玄儒佛易曆兵医律令歌学等れ事までを。二千文ふかき取り。一事ごとふ自注を加へて。幼童

国立国会図書館　タイトル『春秋命歴序考 2巻』 請求記号 862-124
ガラス使用

読書の料よ作れる物ある足。

古易大象經傳　三巻　生田國秀

おは師の前ゟ欽命籙と号れて草稿し始られし書あるを後ゟ其葉を此人ゟ奉して功竟しめ給へる物ゆて師の漢文序を添られさゆ。

彖易編　二巻　同人

此も前ゟ師の草稿し始められさる書あ体を後ゟ其葉を同人ゟ任されし物ゆり其躰裁も上の彖易編れ下ゟ逓るが如し。

春秋紅葉　三巻　川崎重恭

此も去し文政十二年大江戸ゟ大火災有し事跡を委く記して火を憤むぼき物ゆる事ハ更よも云ぐ然る時の心得ゆもと世ゟ著し示せるゆ足抑大江戸の如き繁花の地ゆてはいかゟ慎むともかゝる災事時く有る事あれど常ゟ其心掟あくも有ぢらば。

鳥於惹し　一巻　同人

おは何人ゟら有らむ志足う言ちふ戯書を著して江戸の海野小山田石川岸本屋代なといふ人くと相せて我ゞ氣吹能屋翁をも甚く譲れるを其ゟの侮ゆを懲ぎ挨山子の語ゟ寓ゟて論ひ直せる書ゆり。

霊社小柱　一巻　同人

此書も石見国ゆる岡熊臣ぬしより雲れ真柱ゟ説れさる事どもを。いのふぞや思ハぬとて雲の梁てふ書を記てれおちきゆ体を是ふ答ゟをと師の宜ひ授け給へるまゝゟ論ひ返しさる物ゆ足。

八尋ゴ　一巻　渡邉之望

おは古事記傳ゟ取用ひられさる三大考の天説を大平翁むじ先人人の議論して三大考辨天説辨等れ書あ足故そ我師の論ひ直さまさる三大考辨く天説辨くあり然るゟ彼人く猶も左ゟ右ゟ論ひて天説辨く之辨あど云書の出来さ体を尤も無用ゆて甚煩く果しも無きとばあれな此書を著して其末を断切さるゆ足。

石笛記　一巻　宮内嘉長　石上鑒通

おは去し文化十三年ゟ師大人の鹿島香取の二宮ゟ參詣ゟ足ひし序ゟ銚子ゟもれし給ふ時しも石笛を得給ゟる事を記し且此物れ由来をも師説ゟ依て記せゆ氣吹舎と号けられしはおの故あり。

日女嶋考　一巻　刻成　小串重威

おを記傳ゟ此島れ所在を疑と考定免られざ足ゟるを其は豊後国れる伊波比の姫島ある由ゟ地理ゟ徴して委く考記せる物あり。

国立国会図書館　タイトル『春秋命歴序考 2巻』 請求記号 862-124
ガラス使用

天柱記　五巻　佐藤信淵

此書は天文地理歴数を講明せる書あるが如く名けし故なり。まづ世の生ずる物の始を八天ツ日ヲ乙て其天日の御柱を築立給ひて天の中央の位せ給ふ是を天柱と云ふ是よりして大地及び月夜見をはじめ謂ゆる五星二十八宿恒星の至るまで悉く生出て今仰ぎ見る如く各〻運動を為る事あるが、これ生出さゝる所以なれもち天文学の起本暦数術の根原よりて是よく説出せる書ある故なり。かくは名けず。其本を知らざれば其道を究むること能はず。此道を辨ずるときは天神地祇の大徳を知べきのみならず抑我が天皇命を天の下れる大君主の坐ませる皇国の人さらむ者も万国の事知らざれば有ざるべからず。然らざれば世界は廣きも万国の多きも悉く無用の物と成る。造物主あゝ然る無用の物を造ゆ出給ふや。

鎔造化育論　五巻　同人

此書は万物の製練術を講明せる書あるが如く名けし故なり。天皇祖神は天地を鎔造し万物を化生し給ふ根原の道理よく説著せる書あるべからず。抑我が天皇命を天の下れる大君主の坐ませる皇国の人さらむ者も万国の事知らざれば有ざるべからず。然らざれば世界は廣きも万国の多きも悉その本原を知らざる故なり。其理を究むる事を得ざれば抑人世必用の諸物悉く地上よく生ずるとはいへど人工を以て製練をるゝ非ざれば其用を為さざる物多し。故古の術を知らざるを有ざるべからず。是謂ゆる化育の道を賛参して少しも天地の神恩を報ひ奉る所以なるべし。

實武一家言　巻数未定　同人

此書は信淵が家を修ゆる所の兵学ある故なり。一家言と云抑世の兵学を称ゆる者数百家ありといへども取ざきもの少く又水軍の法数十家あれども実用を備ふざき物あし。今や諸蕃国炮術大よ開け航海水軍の法殊よ詳よして又各〻覩の心ある時は皇国炮術水戦の法殊小厳重小備へざれば有ざるべからず。然るを今昇平二百餘年干戈の事云ざらざるが如くあれぜも謂ゆる治て乱を忘れざる所以て却て油断をざき非ざ故よ只実用を主として次く研究を加へ縷〻筆記して不虞を備へ少し国恩を報ひ奉らむとぞ。

農政本論　六巻　同人

此は農事の起原よ乙凡て此道よ関る事を委く論へる書ある故なり。かく名けさゆ抑農を善くせざれば国富まず国富ざれバ百事挙ることを能はず。国家経済の道此外小ある事あし。然るバ此書ぞじ免小神祇を御功徳を述べ末小祭祀の粗畧を体まじき事までを論辨せ乙。〇盛征ら云く信淵著ゆ所の書凡て四部それ中師説よ異なる物ゆく有といへども又以て参考よ備ふざし。と師

国立国会図書館　タイトル『春秋命歴序考 2巻』 請求記号 862-124
ガラス使用

の許し給ふを依て其はゝ〳〵を挙ぐるあり。

農業餘話　二巻　刻成　小西篤好

農業要集　附草木撰種録一枚揩　一巻　刻成　宮負定雄

民家要術　四巻　同　人

農業自得　一巻　刻成　田村吉茂

右の書等は各〻其業よ心を盡して思ひ得さる趣を記して日用ふ備ふ。且同志の人〳〵ふも示さむと著せし物也。〇盛征ら云く右何れも文章ふ飾ふしと云ふ〳〵ど世其懇切至盡せり謂もる畠水練れ類よ非ず。

參河國官社私考　一巻　刻成　羽田野敬雄

官社とは朝廷よ祭らせ給ふ社を云ふ古へは其御祭いと嚴ふ正しを中古ら正儒佛の道弘まれるり依て神事を粗畧ふ成行ぬ〳〵終ふは其名をだふ知らぬむら正ふ成さ添ま羽田野敬雄その国ぬ官帳残得て考證を加ふ其由縁を説著し其社〳〵の事跡をも考明して此書を著せる躬正いらで餘の国〳〵もかくさそへらまわしを。

駿河國新風土記　巻數未定　新庄道雄

此も正史実録よ見えさる事は更ふも云ふべきは取りをさ今ぬ事躰をも泄さ文記して最委き書あるが全く整ふぎして道雄身まら正ぬいと惜き事ふこそ。

三木一鎌　一巻　生田國秀

古は神祇權大副吉田殿の門徒よ三木廣隆と云人有て中臣秡本義と云書を著せるが神の御典ふ有はじ妃いとも怪し妃注釈あるを吉田殿のいふく愛給ひて其家の藏板と為し普く門下の神職等ふ授けさまふる由あるが其ふ妃き人〳〵は左まれ右まれ正しき神の道の太じき妨と躰物もあよ止へ空を得ふ辨破しさる物あり。

鄭子產傳　三巻　碧川好尚

此も左傳及び諸書ふ出さ添子產の言行ふ集記せる物もあふ斯を名けぬ此人固より宏戈博物の君子ふて国家を経綸ふる道よ賢く鄭ふ相さる事二十餘年晉楚れ恥辱を受ば実よ卿大夫さ添者の亀鑒と為ぐく尤も幽冥の玄旨よ通達し鬼神の情状をも識て其を往往国政ふも施し用ひさるが其物学れ創原を玄家黄老の道より出さる由を毋論辨せめ師を此を大夫則と号くべしと教へられき。

抱樸子集證　十二巻　同　人

古は清孫星衍が平津館叢書中ふ收る校正本を正書とせり抑此書

国立国会図書館　タイトル『春秋命歴序考 2巻』 請求記号 862-124
ガラス使用

862
2巻
124

17747

葛仙翁の該覽博識あるが隨ひ諸子百家の中ゐも古傳事実の多く存せるを李善が文選の注解ゐ效ひ其本文ゐ出所を探索して其條條ゐ徵引にるを肝要とし且脫誤をも補訂し折ゐ考論ゐも書そ附さゆゐかくて師ゐ葛仙翁文粹の注解毋この中ゐこもれ疋

竊慰寃魂　二巻

碧川好尚

師翁時ゝ宣給をく世ゐ悪逆と称にる人ゐ中ゐも実は忠誠義心の人有て非道の刑罪ゐ罹り當時ゐ其善意善行の顕れざるもいとも悲く憤ろしき事ゐ附て好尚淺見寡聞ゐれぞ毋国史を始毋記録物語の類よゐ其事跡の散見せるを拾ひ集毋淺見安正の靖献遺言ゐ躰ゐ從ひて本文を綴成し上は推古天皇の御世より始毋下ゐ元亨建武ゐ頃ゐ至れ疋往ゐゐ評論ゐも加へて善を勸毋悪を懲しその寃魂を慰毋むとの所為ゐれなゐかくは号けつ

神武沿革考　武学本論附録　二巻

同人

古は師の言ゐ皇国を万国ゐ卓越さる武国ゐして神代ゐ更ゐ疋人世とゐりても武を專要として国家を治毋給ひしを中古よゐ儒佛の道渡疋ゐ支字尊び武を卑米られしよ疋乱臣賊子の多く出來る由を歎ろれしゐ実ゐ然る事ゐる類ゐ依めて神武れ道の沿革を評論ちさるもれゐめ

国立国会図書館　タイトル『春秋命歴序考 2巻』 請求記号 862-124

ガラス使用

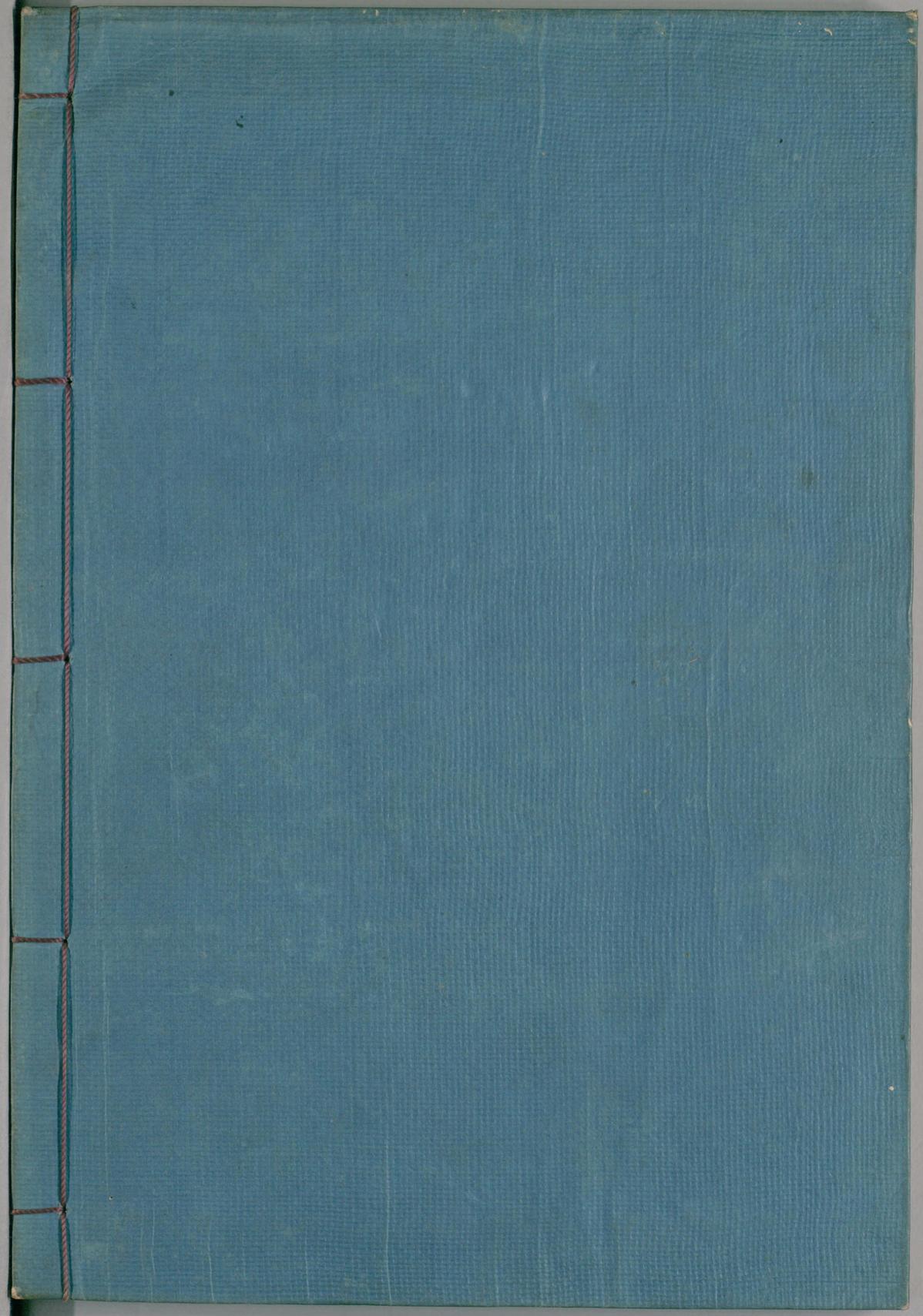

国立国会図書館　　タイトル『春秋命歴序考 2巻』 請求記号 862-124

ガラス使用